
午前10時05分開会

議長あいさつ

○議長（関谷 誠君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦労さまです。

議員の出欠

○議長（関谷 誠君） ただいまの出席議員数は38名です。
欠席、25番根本正典君、遅刻、31番小坪 孝君、15番杉山 清君であります。

開会の宣告

○議長（関谷 誠君） 定足数に達しておりますので、ただいまから平成17年第4回城里町議会定例会を開会いたします。

開議の宣告

○議長（関谷 誠君） 直ちに本日の会議を開きます。
日程に先立ちまして、議員の異動についてご報告いたします。
去る12月2日付をもちまして、議席番号2番、多田政士議員が辞職願を提出されましたので、同日付をもって辞職願を許可いたしましたので、ご報告申し上げます。

諸般の報告

○議長（関谷 誠君） 続いて、議会事務局長より諸般の報告をさせます。
局長。

〔議会事務局長田上 勤君登壇〕

○議会事務局長（田上 勉君） 諸般の報告を申し上げます。

まず、9月分でございます。

9月1日、常北地方広域事務組合出納検査、コミュニティセンター城里でございます。
出席者 監査員でございます。

9月2日金曜日、国道123号改修期成同盟会総会、場所はコミュニティセンター城里、議長出席でございます。

9月4日でございます。第1回城里町常北地区商工人ソフトボール大会、総合運動公園運動広場、議長出席でございます。

同じく4日、水戸ホーリーホック市町村の日、城里町の日、笠松運動公園、議長出席でございます。

9月17日土曜日、常北地方中学新人サッカー大会、常北中学校校庭ほか、議長出席でございます。

9月19日月曜日、城里町合併記念アユ釣り大会、道の駅かつら裏側の河川敷、議長出席でございます。

10月分でございます。

10月1日土曜日、第56回茨城県消防ポンプ操法競技大会東茨城地区大会、県立消防学校、議長、教育経済常任委員長出席でございます。

10月5日水曜日、日本自動車研究所城里テストセンター開業式典、場所は城里テストセンター敷地内、議長出席でございます。

10月6日木曜日、常北高校の将来を考える協議会、常北高校、議長、教育経済常任委員長出席でございます。

10月12日水曜日、東茨城郡高齢者クラブ連合会指導者研修会、コミュニティセンター城里、議長出席でございます。

10月14日金曜日、開発公社理事会、ホロルの湯会議室、議長、宮本議員出席でございます。

10月20日木曜日、笠間広域事務組合議会全員協議会定例会、笠間広域事務組合、組合議員出席をされております。

10月25日火曜日、水戸地方農業共済事務組合議会全員協議会並びに定例会、場所は茨城町本所、組合議員出席をしております。

次に、11月分でございます。

11月1日火曜日、城里町地区商工会合併契約調印式祝賀会、コミュニティセンター城里、出席者、議長、教育経済常任委員長出席でございます。

11月11日金曜日、東茨城郡町村議会議長会幹事会、県市町村会館でございます。議長出席でございます。

11月12日土曜日、茨城町制施行50周年記念式典、茨城町中央公民館体育館、議長出席でございます。

11月14日月曜日、地方分権改革総決起大会、東京都・NHKホール、議長出席でございます。

11月18日金曜日、常北地方広域事務組合議会定例会、コミュニティセンター城里、組合議員出席でございます。

11月24日木曜日、第49回全国議長大会、東京都・NHKホール、議長出席でございます。

同じく24日、笠間広域事務組合議会全員協議会並びに臨時会、場所は笠間広域事務組合でございます。組合議員出席でございます。

以上、3カ月分の諸般の報告でございます。

会議録署名議員の指名

○議長（関谷 誠君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議会会議規則第114条の規定により

16番 川 井 昇 君

17番 藤 咲 徳 治 君

18番 佐 藤 國 保 君

を指名いたします。

会期の決定

○議長（関谷 誠君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

ここで、過日開催いたしました議会運営委員会の会議の結果について、議会運営委員長より報告を求めます。

42番阿久津君。

〔議会運営委員長阿久津堅次君登壇〕

○議会運営委員長（阿久津堅次君） 去る12月6日に開催いたしました議会運営委員会の協議の結果についてご報告いたします。

今期定例会に提案されます議案17件、発議1件、請願1件、報告2件、合わせて21件の審議件数並びに一般質問を検討いたしました。その結果、お手元に配付されております会期日程どおり、本日から12月16日までの4日間とすることに決定いたしました。

議員各位におかれましては、議会運営委員会の決定どおり、ご賛同くださいますようここにご提案申し上げます。

議長においてお諮り願います。

○議長（関谷 誠君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長より、今期定例会の会期は本日から12月16日までの4日間とされるようご提案がございましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関谷 誠君） ご異議なしと認めます。

今期定例会の会期は、本日から12月16日までの4日間と決定いたしました。

続いて、地方自治法第121条の規定により、説明のため本日の会議に出席を求めた者の

職、氏名はお手元に配付いたしました名簿のとおりであります。

傍聴人3名を許可いたしました。

町長あいさつ

○議長（関谷 誠君） ここで、町長より特に発言を求められておりますので、この際これを許可いたします。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） おはようございます。

本日は、平成17年第4回定例議会をお願いをいたしましたところ、議員各位には、師走の公私ともにお忙しい中ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。また、日ごろより町政運営のためにご尽力をいただいておりますことを心から感謝を申し上げる次第であります。

本定例議会にご提案申し上げます議案は、議案17件、報告2件でございます。どうかよろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げまして、ごあいさつにかえさせていただきたいと思っております。

大変ご苦労さまでございます。

議案第96号 城里町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について

○議長（関谷 誠君） 日程第3、議案第96号 城里町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 平成17年第4回定例議会の開会に当たりまして、提出議案の概要について申し上げます。

議案第96号であります。城里町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例についてであります。

水戸地方広域市町村圏協議会の構成市町村の笠間市、西茨城郡友部町、同郡岩間町が平成18年3月19日に合併し笠間市に、さらに、廃棄物の処理及び清掃に関する許可手数料等を制定するものであります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第97号 城里町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（関谷 誠君） 次に、日程第4、議案第97号 城里町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 議案第97号 城里町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例であります。七会地区の水道未普及地域解消のため、常北地区水道事業の給水区域等を変更するものであります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第98号 城里町老人福祉センター条例の一部を改正する条例について

議案第99号 城里町公の施設の設置及び管理に関する条例の制定について

議案第100号 城里町公の施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について

○議長（関谷 誠君） 次に、日程第5、議案第98号 城里町老人福祉センター条例の一部を改正する条例について、日程第6、議案第99号 城里町公の施設の設置及び管理に関する条例の制定について、日程第7、議案第100号 城里町公の施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 議案第98号 城里町老人福祉センター条例の一部を改正する条例について、議案第99号 城里町公の施設の設置及び管理に関する条例の制定について、議案第100号 城里町公の施設の設置及び管理に関する条例の廃止についての議案3件であります。平成18年4月1日から、公の施設について地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者制度を導入するため関係条例を改正するものであります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（関谷 誠君） さらに、傍聴人1名を許可いたしました。

議案第101号 城里町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の制定について

○議長（関谷 誠君） 次に、日程第8、議案第101号 城里町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 議案第101号 城里町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の制定についてであります。市町村合併により常北地方広域事務組合の共同処理する衛生業務の一部について市町村事務となるため、新たに条例を制定するものであります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第102号 茨城租税債権管理機構の規約の一部改正について

○議長（関谷 誠君） 次に、日程第9、議案第102号 茨城租税債権管理機構の規約の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 議案第102号 議案第102号 茨城租税債権管理機構の規約の一部改正についてであります。平成17年8月1日から同年10月11日までの間に効力を生じた6件の市町村合併に伴い、茨城租税債権管理機構の規約中の関係市町村の表示の部分を変更するものであります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第103号 笠間地方広域事務組合の規約の変更について

○議長（関谷 誠君） 次に、日程第10、議案第103号 笠間地方広域事務組合の規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 議案第103号 笠間地方広域事務組合の規約の変更についてであります。笠間市、西茨城郡友部町及び同郡岩間町の合併に伴い、平成18年3月18日をもって笠間地方広域事務組合から笠間市、西茨城郡友部町及び同郡岩間町が脱退し、同年3月19日から新たに設置される笠間市が加入するため、規約の変更について議会の議決を求めるものであります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第104号 笠間地方広域事務組合の財産処分について

○議長（関谷 誠君） 次に、日程第11、議案第104号 笠間地方広域事務組合の財産処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 議案第104号 笠間地方広域事務組合の財産処分についてであります。笠間市、西茨城郡友部町及び同郡岩間町の合併に伴い、笠間地方広域事務組合が所有する財産処分について、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第105号 茨城県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について

○議長（関谷 誠君） 次に、日程第12、議案第105号 茨城県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 議案第105号 茨城県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少についてであります。平成17年8月1日から同年10月11日までの間に、効力を生じた6件の市町村の配置分合に伴い、本組合を組織する地方公共団体の数の減少について議会の議決を求めるものであります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第106号 水戸地方広域市町村圏協議会を組織する地方公共団体の数の増減及び水戸地方広域市町村圏協議会規約の変更について

○議長（関谷 誠君） 次に、日程第13、議案第106号 水戸地方広域市町村圏協議会を組織する地方公共団体の数の増減及び水戸地方広域市町村圏協議会規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 議案第106号 水戸地方広域市町村圏協議会を組織する地方公共団体の数の増減及び水戸地方広域市町村圏協議会規約の変更についてであります。笠間市、西茨城郡友部町、同郡岩間町が平成18年3月19日合併し笠間市になるため、協議会を構成する地方公共団体の数及び規約の改正について議会の議決を求めるものであります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第107号 公の施設の広域利用に関する協議について

○議長（関谷 誠君） 次に、日程第14、議案第107号 公の施設の広域利用に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 議案第107号 公の施設の広域利用に関する協議であります。笠間市、西茨城郡友部町、同郡岩間町が平成18年3月19日合併し笠間市になるため、協議会を構成する地方公共団体の広域利用に関する協議について議会の議決を求めるものであります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第108号 城里町公の施設の指定管理者の指定について

○議長（関谷 誠君） 次に、日程第15、議案第108号 城里町公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 議案第108号 城里町公の施設の指定管理者の指定についてであります。地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、町内7件の公の施設について平成18年4月から指定管理者制度を導入するため、指定管理者を地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第109号 平成17年度城里町一般会計補正予算（第7号）について

○議長（関谷 誠君） 次に、日程第16、議案第109号 平成17年度城里町一般会計補正予算（第7号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 議案第109号 平成17年度城里町一般会計補正予算（第7号）がありますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億245万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ99億5,291万2,000円とするものであります。

歳入では、地方特例交付金、地方交付税、分担金及び負担金、県支出金及び諸収入を追加し、国庫支出金及び繰入金を減額するものであります。

歳出では、総務費、民生費、衛生費、農林水産業費、土木費、消防費及び教育費を追加し、議会費を減額し、商工費の科目内の予算額を変更するものであります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第110号 平成17年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

○議長（関谷 誠君） 次に、日程第17、議案第110号 平成17年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 議案第110号 平成17年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。まず、事業勘定第3号においては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,866万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ19億2,926万1,000円とするものであります。

歳入では、国民健康保険税、療養給付費等交付金、県支出金及び繰入金を追加し、国庫支出金を減額するものであります。

歳出では、総務費、保険給付費及び諸支出金を追加するものです。

次に、施設勘定第4号においては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ316万5,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4,371万2,000円とするものであります。

歳入では、診療収入、県支出金及び繰入金を追加し、町債を減額するものです。

歳出では、医業費を減額するものであります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第111号 平成17年度城里町老人保健特別会計補正予算（第1号）について

○議長（関谷 誠君） 次に、日程第18、議案第111号 平成17年度城里町老人保健特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 議案第111号 平成17年度城里町老人保健特別会計補正予算（第1号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,297万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ22億6,836万2,000円とするものです。

歳入では、支払基金交付金及び国庫支出金を追加するものです。

歳出では、医療諸費及び諸支出金を追加するものであります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第112号 平成17年度城里町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（関谷 誠君） 次に、日程第19、議案第112号 平成17年度城里町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 議案第112号 平成17年度城里町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,010万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ8億7,594万3,000円とするものであります。

歳入では、支払基金交付金を追加するものです。

歳出では、保険給付費を追加するものです。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

一般質問

○議長（関谷 誠君） これより一般質問に入ります。

なお、質問回数は3回を超えることはできません。また、議員在任特例期間中の質問者の発言時間は40分となっておりますので、よろしくお願いいたします。

通告第1号、6番飯村吉伊君の発言を許可いたします。

6番飯村君。

〔6番飯村吉伊君登壇〕

○6番（飯村吉伊君） それでは、6番、私の一般質問に入ります。

まず第1点目は、平成18年度予算編成について町長にお伺いいたします。

平成17年2月に3町村が新設合併によりまして城里町が誕生いたしました。その3月に第1回の定例議会が招集され、平成17年度の予算が提案され、可決決定いたしました。平成17年度の予算につきましては、金長町長さんがまだ就任されまして、その時点ではほぼ3月の時点では17年度の予算につきましては、ほぼ事務ベースででき上がっていたと思います。金長町政の十分なる公約とかそういうものは取り入れられなかったと思いますが、しかしながら、平成18年度の予算につきましては、金長さんにおきましては、本来の公約、それから、町の総合計画等を組み入れられた予算になろうかと思えます。その中で18年度の予算につきましては、もう11月中あたりにその骨格を関係機関、職員等に示されたと思われまふ。そこで第1点目のお聞きしたいことにつきましては、町長の18年度の施政方針の考え方についてお伺いしたいと思えます。

それから、第2点目につきましては、国は現在三位一体改革に伴いまして、18年度につきましては、国からの交付税、さらには補助金等が恐らく削減されてくると思えます。その中で地方債を含めた258億円ですか、これらの地方債その他等がございますが、それから常北公園墓地の9億3,800万円、これらの損失補償等の中で18年度予算を各種事業をただいま申しましたとおり、総合計画に合わせてやっていかなければならないと思えます。そこで18年度の事業、財政面とかそういう規模についてお伺いしたいと思えます。

第3点目につきましては、国民健康保険の特別会計予算、事業勘定の方ですが、これについて町長さんにお伺いしたいと思えます。

国民健康保険は、国民の皆保険制度の一番ベースになる基盤でございます。その中で現在経済情勢も不景気でございますと、完全に国民健康保険に移行されるフリーターとか、失業者、それから退職者等も多くなつてきております。これらに対して国保の現在を含めて、17年を含めてこれからの推移、そういう国民健康保険に入られる方、現在、17年度は国保の総額が19億192万9,000円となっておりますが、それでも今度12月にこの本会議で何かさらに国保の補正があるように見受けられます。これらについて17年度は国保税を引き上げました、さらに今回12月でまた給付費の補正の追加があるようでございますので、18年度の予算がさらに国保特別会計ですか、事業勘定の方は多くなろうかと思えます。その中で17年度も厳しいようでございますので、18年度はさらに厳しくなる可能性が多くなろうかと思えます。そういう中で、18年度もさらに国保税を引き上げる可能性というか、予期しているのか、その辺をお聞きしたいと思えます。

それから、大きい2番といたしまして、職員の承認勸奨退職につきましてお伺いしたい

と思います。

いずれも町長さんにお伺いしますが、平成17年度よりこの特別優遇措置を設けてある17年度の退職者でこれに該当して退職される方、これが何名おりますか、さらにお聞きしたいと思います。

それで、私も規定等を読ませてもらったんですが、その中で城里町職員の承認勸奨退職に関する規定の中で、第7条の中で優遇措置が示されているわけです。その中には第3条によりまして退職される方は、3カ月以内に1号給、それから第4条により退職される職員については、退職日の前日に1号給の昇給をさせますということが示されてございます。今回これらの措置で実施したのか、それ以外のもので措置したのか、その辺をお聞きしたいと思います。

さらに、第2点目といたしましては、18年度も17年度の実施した特例措置、優遇措置、これをさらに実施するのか、その点についてお伺いしたいと思います。

それから、大きい3番目になります。仮説になるかと思いますが、徳蔵地区の水道事業について町長さんにお伺いしたいと思います。

まず、その第1点目は、平成17年度の徳蔵地区の水道事業の進捗状況について。

私は、第1回目の定例議会に町長さんに一般質問いたしまして、徳蔵地区の簡易水道事業については17年度に事業認可を、それから18年度より事業を開始して実施しますということをお伺いしております。ただいまの議案第97号ですか、そこに区域設定の一部変更ですか、この中で私もわかるんですが、これについては一般質問の締め切りが議案提出前でしたもので、このような状況になっております。

さらに、第2点目は、平成17年度にとりまして、18年度から簡易水道の事業を開始することになっておりますが、これらについては、もう基本計画ができていたかどうかと思います。その18年から何年間に事業を開始して、どのくらいの事業規模でやるのかをお伺いしたいと思います。

それから、大きい4番になります。城里町の消防署所設置についてのことについて町長にお伺いしたいと思います。

まず第1点目は、城里町消防署所の適正な配置決定についてお伺いしたいと思います。

前回の定例議会の中で、配置場所の質問がありまして、それらについては、エブリの十字路の交差点ですか、それから青山の小学校の間と回答されております。私らは初めてそういう場所について聞きまして、実際びっくりしているような状況でございます。

その後、私らも旧七会の議員でございますが、集まりまして相談いたしました。これでは余り不合理ではないかという話でございますが、私も考えるところによりますと、実際に地理上から見れば旧3町村の接点が大体中心になっているかどうかと思います。ですから、これらについては十分検討を要しますが、さらに例を挙げてみますと、旧常北さんの方では飯富に支所がございます、それで消火救急業務等については恐らく15分程度で全部

を把握できるような状況かと思えます。

しかしながら、その反面、旧七会村におきましては、笠間広域消防の方からでございますが、その時点では大網、真端、上赤沢、下赤沢等は大体15分ぐらいでできまして、七会全域でも25分かその程度で行き届いていたかと思えます。それらが急転いたしましたして、新しい城里町の消防署所ができまして、逆に今度は15分程度で消火活動ができていたところが、30分以上を超えるような状況になりまして、これらについては、本当に私どもも地域住民にどういった説明をしていくか戸惑うような状況にあらうかと思えます。この点につきましては、十分設置場所についてはさらに再検討を要すると思われまますので、ここらをご検討願いたいと思えます。

それから、第2点目につきましては、城里町消防署所の維持管理費等についてでございますが、旧常北町、桂村の区域につきましては、水戸市の消防業務によってされていたと思えますが、旧七会村については笠間広域組合の消防委託業務で実施しております、その費用額が総額で負担金になっておりますが、委託金なんでしょうが、2億3,898万1,000円になっております、当初予算ですが。その中で私は旧七会のことは知っておりますが3,828万1,000円、これは交付税措置で賄われております。そのほか残りの2億70万円ですか、これらについてもやはり交付税措置がされているのか、その点についてお伺いしたいと思えます。

さらに、あと一つは消防署所の管理です。これらについては水戸市になるのか、笠間広域組合にするのか、これらについてもお伺いしたいと思えます。

あと大きな5番目といたしまして、町道整備計画について町長にお伺いします。

旧七会村の町道整備についてお伺いしたいと思えますが、これらについて第2回目、6月ですが、旧七会村の町道とか林道が昇格いたしましたして96路線、これらについて町道に昇格いたしました。それらについては大半が舗装されてございません。その中でわだちとか路側の崩壊とか、そういうものが発生しております。これらは非常に危険でございますして、町道になりましては町の管理になっておりますので、例えば事故なんか起きた場合には町が責任を負うような状況にならうかと思えます。これら町道整備について補修等も含めてお尋ねしたいと思えます。

以上5点、よろしくお願ひします。

○議長（関谷 誠君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 6番飯村吉伊議員からの一般質問であります、第1点目は平成18年度予算編成についてということでありまます。1番、2番等については関連もございませますので、若干行ったり来たりのご答弁になるかと思えますが、ご了解をいただきたいと思えます。

町長の施政方針、17年度予算等については確かに議員おっしゃるとおり、私が就任した

ときはもう細部について固まっています、議会提出をしたということではありますが、いずれにしても、17年度予算についてはそれで執行をしまいたったわけであり、18年度予算等につきましては、国においては財政審議会、そういうものを通じて国の基本的な18年度予算の考えを示しております。全般にわたった歳出改革、そういうものをしていく、それから、公共投資の関係費で3%減、そういうものを踏まえながらさらに徹底した歳入歳出の再度の検討をしていくというようなことで、国も18年度予算については改革の総仕上げとそういうふうな位置づけて予算の重点配分をしていく、そういう流れであります。そういう中で、総体的には地方交付税総額や国債発行を抑制する、そういう基本的な考えになっております。

当町といたしましても、18年度予算についてはそういう国の厳しい財政、そういう反映があるというもとに、現在、各課からの予算の概算要求と申しますか、そういうものの取りまとめ中であり、予算規模等についてはそういうわけで、また何十何億円になるとか、そういう段階には至っておりません。いずれにいたしましても、従来の節約型行政改革ばかりでもなく、発展的な改革、そういうものを見据えながら全般的なゼロベースであるということから立ち上げていく、そういうことで現在18年度予算の編成に当たっております。そういう中で、やはり17年度予算の執行をしまいたって、そういうものの足りなかった面、そういうものについてもやはり調整を要するものは調整しながら18年度予算を編成していく、そういう考えでございます。

それから、国民健康保険税の予算であります、議員おっしゃるとおり、非常に国保財政は厳しいものがあります。これは高齢化時代、それからまた退職者等の問題、社会的なそういう問題もありまして、国保の加入者はふえております。しかし、財政的には反比例しまして、なかなか歳入がふえないというような状況であります。

そういう中で、18年度予算を現在編成中ではありますが、国保税の税率の改正、そういうものは当面行わない、実施しないというような考えで18年度予算は計上してまいりたい、また、支払準備基金等につきましても、現在2億1,000万円弱でございますが、そういうものを確保しながら健全運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、職員の承認勸奨退職の問題であります。

平成17年度の承認勸奨退職の特別優遇措置について、それから、18年度もそれらの措置を継続していくのかということではありますが、17年度につきましては、職員の承認勸奨退職に関する規定の読みかえということございまして、そういうことで優遇措置はやっております。そういう中で、今回17名の勸奨退職ということになりましたが、18年度についてもやはり適正なる人員配置、そういうものを見据えながら、そういうものを適用してまいりたいと考えております。

続きまして、3番目に徳蔵地区の簡易水道事業の問題ではありますが、17年度につきましては、先ほど議員おっしゃるとおり、今回の定例議会の中に区域の変更、そういうものを

行っておりまして、そういう一連の計画があった後、18年度から具体的な事業実施に入ってまいりたい、そういうことで、現在予算等について編成中であります。

それから、18年度簡易水道事業の実施規模、事業種等については、担当課長の方からご説明を申し上げたいと思います。

続いて、4番目の城里町の消防署所設置についてであります。これについては、財団法人消防科学総合センターというところへ、その署所の設置の場所、そういうものを科学的に定数的に算定をしていただくということで委託をして、それらの報告を受けております。これについては、水戸市がやはり消防署所を設置するときにはそのような形で、単にどこがいいとかあそこがいいとかということではなくて、定数的に出てくるということで取り入れているということで、それらに倣ったものであります。

そういう中で、過去5年間の火災の発生件数、それから救急車の出動件数、それからそういう頻度、それから世帯の分布状況、そういうものを取り入れながら現在の状況より悪くならないというようなところで、よくなるところはあります、しかし、最低限悪くならないというようなところを計算を出していただいて、先ほど申し上げましたように、エブリから青山小学校の間ということで検討委員会を設置をいたしまして、それらには区長会長さん、また副会長さん、各地区の消防団長、議会の関係者、議会議長、それから常任委員長、そういう者にご出席をいただいております。そういう中でおおよその場所について、そのエブリから青山小学校の中で適当な場所というところで決定をさせていただくと、そういう手法をとっておるわけでありまして、どうかご理解をいただきたいと思っております。

それから、消防署所の今後の維持管理の問題であります。これにつきましては、議員おっしゃるとおり、17年度は予算的には2億3,898万1,000円ということで、予算を計上いたしております。これは地方交付税の算定の中で、常備消防、非常備消防合わせた交付額が算定されて交付になっております。それらのうちの6割を常備消防に充てる、4割を非常備消防に充てるというふうな計算上の成り立ちになっておりますので、その交付税の6割分をそれぞれ負担金として委託先へ委託費として支払っておるというのが実情であります。交付税が減額をされてきておる現行においては、やはりその係数だけ減っておるということで、現在交渉中ではありますが、それらをもとにして実績で精算をするというようなやり方が、事務委託の場合ほとんどそういう各ほかの組合の流れにもなっておりますので、そういうことも検討しながら、負担をできるだけ少なくしていただくように相手方にもお願いをしてみたいというふうに考えております。

また、その消防署所の管理といいますか、管轄であります。水戸市消防へ委託をするということで話を進めて、笠間の方にも伝えてあります。

それから、農道整備の計画であります。全体的には合併10カ年計画の中で進めてまいりたいと思っております。七会地区につきましては、今回農道96路線を今まで農道として単に扱っていたものを今回町道に編入をいたしております。そういう中で、順次整備をしてま

いりたいと思いますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

以上でございます。

○議長（関谷 誠君） ただいま31番小坪 孝君が出席をいたしました。

水道課長。

〔水道課長阿久津和文君登壇〕

○水道課長（阿久津和文君） ただいま6番飯村議員さんからの18年度の実施規模、事業費等についてお答えを申し上げたいと思います。

全体の概算事業費といたしましては、現在県を通して厚生労働省の方と協議を進めているわけですが、14億9,000万円というようなことで4年間の計画をしてございます。18年度の事業につきましては、送水場の整備、それから送水管の布設、それから配水管の布設、一部計画をしてございます。

18年度の計画といたしましては、古内の浄水場の現在休止になっている浄水場の配水池の整備、それから小勝の配水場までの送水管、それから配水管の布設を予定しているということでございます。19年度につきましては、その配水場、それから増圧場、それから配水管の布設、それから20年度に増圧場、やはり配水管の布設、21年度にやはり増圧場と配水管の布設と順次実施をしていくということで、年次計画をしてございます。

以上でございます。

○議長（関谷 誠君） 飯村君。

〔6番飯村吉伊君登壇〕

○6番（飯村吉伊君） 一般会計の18年度予算編成につきましては、国の抑制策に応じて、さらには三位一体の改革によりまして、調整を図りながら実施するというような感じに読み取れました。そういう状況になろうかと思えます。

それから、国民健康保険の予算につきましては、現在、国民健康保険の基金につきましてはどのくらいあるか、それから、納税の状況ですが、最高限度額は何名程度で、全体の何%ぐらいあろうか、さらにお聞かせ願いたいと思います。

さらには、一般会計と同じように三位一体の改革によりまして、恐らく交付税、補助金等が削減され、ここでそれに対応するにはやはり地元の被保険者の方ですか、その国保税と基金を充当していくような方法に18年度は重きを置いていかななくてはならないかと思えます。そこらの点をお聞かせ願いたいと思います。

それから、職員の勧奨退職でございますが、これについては、特例措置を設けまして、何か現在私が質問した1号給、それではない方法で実施したように見受けられるんですが、それらについての詳細について、差し支えがあれば別ですが、なければお聞かせ願いたいと思えますが。

それから、水道の件につきましては、古内の配水施設を拡大して、結局徳蔵地区の事業をやっていくんだというそれらに読み取れたんですが、そして、事業年度は最終的には22

年度までで、18年、19年、20年、21年、22年と、5カ年、そうですか、そこらのところをお聞きしたいと思うんですが。

さらに、消防の設置につきましては、私ならず私ら旧七会村の議員としましては、現在のエブリから青山小学校では納得いかないという結論に達しまして、ただいま私申し上げましたが、旧常北、七会、桂村の接点まではいかなくても、せめて古内小学校からその接点の間ぐらいには再検討をお願いしたいと思っております。

それから、この負担金の問題ですが、これについても今現在2億3,800万円委託金で払っておりますが、消防署所が設けられた時点では、例えば水戸市に管理運営を任せていく時点では、これ以下に負担金になっていくんですか、それらの詳細についてお伺いしたいと思います。

5点の町道整備事業については、旧七会村のことを示してございますが、この旧七会村につきましては、時限立法で指定されている過疎地域、さらには山村振興事業、さらには中山間事業とあります。それらの計画の中で、町道整備をできる範囲で計画をお願いしたいと思っております。これらについてお伺いします。

○議長（関谷 誠君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 飯村議員の再質問であります。第1点目の18年度予算編成等につきましては、現在そういう先ほどご答弁申し上げましたような段階でありますので、どうかご理解をいただきたいと思っております。

次に、国民健康保険の基金であります。これにつきましては、支払準備基金としまして、現在2億1,200万円を留保いたしております。また、最高限度額の最高の人員、それらにつきましては、課長の方からご答弁を申し上げたいと思っております。

次に、退職者の優遇措置の問題であります。城里町職員の承認勸奨退職に関する規定、これの読みかえ規定をいたしまして、3号俸上乘せで勸奨退職をいたしております。退職者17人で約半年分で142万8,000円の給与の増額にはなっております。また、退職金にはね返る分といたしましてはその分が1,530万円、これが17人に対する退職金の優遇措置に対するはね返りの金額であります。そういうことで勸奨退職を今回いたしたとそういう内容でございます。

次に、消防署所の件であります。場所につきましては、再度ご答弁申し上げたいと思っております。エブリから青山小学校の間でということ、以前にもお答えを申しておると思っております。そういう中で場所を検討させていただく、そういうことでご理解をいただきたいと思っております。

また、消防署所の維持管理費、今後の問題であります。救急車が近くなる、消防署が近くなるということで、若干の負担増にはなるのかなというふうな気はいたしますが、やはり相手方との最終交渉で、できるだけそういうものを詰めて委託をしてまいりたい、委

託する方とされる側とそれぞれ思惑も違いますが、努力をしてみたいと考えております。

また、農道整備等につきましても、ご指摘のようにいろいろな山間急傾斜、土地改良事業、そういうものを導入してみりましたが、そういうものもお引き続いて関係事業等も取り入れながら整備をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（関谷 誠君） 水道課長。

〔水道課長阿久津和文君登壇〕

○水道課長（阿久津和文君） 飯村議員さんの2回目のご質問にお答えをしたいと思います。

古内浄水場を拡大ということでございましたか、古内浄水場は配水池のみを有効利用するというので、その配水場に水を一たんためまして、そこから小勝の高台の配水場を19年度に計画してございますが、そこへ上げて水を配水していくということで計画をしております。

以上でございます。

○議長（関谷 誠君） 保険課長。

〔保険課長仲田政男君登壇〕

○保険課長（仲田政男君） 6番飯村議員さんのご質問にお答えいたします。

先ほど税のことですが、限度額を超える世帯、53万円ですが、を超える世帯につきましては128世帯ございまして、率にしますと2.8%というふうな現状でございます。

以上です。

○議長（関谷 誠君） 6番飯村君。

〔6番飯村吉伊君登壇〕

○6番（飯村吉伊君） 国保税につきましては、町長より18年度については見合わせたいという考えでございますので、17年度も私ら合併して国保税がものすごく高くなったと言われております。その中でさらに18年度引き上げるというのは本当に過酷であろうかと思いましたが、ご質問した次第でございますので、それらについては引き延ばすということでございますが、しかしながら、この基金ですが、その分基金を充当していかなくてはならないかと思えます。これらにも恐らく限界がございましょう。なるべく税の引き上げについては見合わせてもらいたい方向でお願いしたいと思います。

それから、職員の勸奨退職でございますが、これらについても「合併したらばすぐに我々退職か」という話でございますが、本当に職員の皆さん、今年金制度は受給ですか、それらについても62歳か3歳ぐらいに引き上がっていると思えます。勸奨されるとその間5年とか6年とか年金が支給されないものですから、これらについても本当に退職される方は厳しい状況に追い込まれるかと思えます。なるべく私らも職員をやった時代から勸奨

についてはきついなどは思っておりますが、これらについてはあと一回さらにお聞かせ願いたいと思います。

さらに、消防署所の設置場所です、これらについては本当に旧七会にとっては不利益になる可能性が十分ありますので、これらについては了解願いますと言われておりますが、なかなか私たちも議員といたしましては、了解できない立場におります。これらは再検討を要望いたしまして、できれば町長の回答をお願いしたいと思っております。

○議長（関谷 誠君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 再三のご質問でございますが、第1点目の国保税の問題であります。先ほど申し上げましたように、基金が2億1,000何がしということですが、いずれにいたしましても、国保税そのものの基盤といえますか、加入者そのものがやはり高齢者も含めておるということで、国保全体としては社会保険、厚生年金の保険、それから、健康保険組合の保険、国民健康保険、そういうものの一元化、そういうものを今要望しておる段階であります。

もう一つは、後期高齢者75歳以上の方の保険を分けるというふうな今案が出ております。それらについては、県が運用して市町村がその保険料は徴収に当たるということで運営主体を大きくしていく、そういう流れにもなっておりますので、そういう中で十分検討をしながら対処をしていく、一市町村では持ちきれないというのが現在の大きい全国的な流れでありますので、そういう中で、制度改正等も要望しながら国保の健全財政に努めてまいりたいと思っております。

次に、職員の処遇の問題ですが、私も非常に心を痛めております。60歳になってもすなわち共済年金はもらえない、基礎年金の部分だけであって、そういう事態にもなっておりますので、そういうことを考えますと、やはり勸奨退職に当たる方としても心が重いものがありますが、今回の決断をいただいてこういうことになったわけでありまして。十分私は職員にも感謝をしておるわけでありまして。

次に、消防署所の設置場所の問題ですが、先ほども申し上げましたように、いろいろやはり計算と人的な考え方、また、地域的なバランス、そういうものを考慮しながら、先ほど申し上げたような場所へということで、選定委員会の方では決定をいただいております。そういう中で地主との関係もありますので、逆にかえって早くできるような体制をつくっていくのがよろしいのではないかと私は考えております。

以上であります。

○議長（関谷 誠君） 以上で、6番飯村吉伊君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第2号、3番阿久津則男君の発言を許可いたします。

3番阿久津君。

〔3番阿久津則男君登壇〕

○3番（阿久津則男君） それでは、質問いたします。

まず最初に、日本自動車研究所の開業について質問いたします。

旧常北町と旧桂村にまたがる大きな面積の土地を利用しての日本自動車研究所がオープンし、城里町にとって大変大きなメリットがあると信じております。そこで伺いたします。開業したことによって得られる税収はおよそどのくらいになるのか、伺いたしたいと思います。

また、細かくなってしまうのですが、町で誘致した企業ですので、ある程度把握しておいた方がいいと思いますので、伺いたします。雇用関係で地元の従業員はどのくらいいるのか、また、同じく地元の業者は何社くらい入っているのか伺いたしたいと思います。

また、造成中あるいは開業したことによって住民から町に対して問題点と伺いますか、何か苦情などの指摘はあったのかどうか伺いたしたい。例えば、ゴルフ場ができれば鉄砲水が出るようになったとか、あるいはツーリングもてぎができれば交通渋滞になり事故も多くなったとかと、こういったことがあれば伺いたしたいと思います。

次に、塩子塙団地の今後の計画についてということで、旧七会村では、少子化対策の一つといたしまして、東小学校のわきに塙団地の建設を3回に分けて計画いたしました。13年度に着工し5棟10世帯、そしてまた16年度に5棟10世帯が完成し、現在20世帯すべてが入居しております。そこで、第3次住宅建設の18年度計画予定はあるのかどうかをお伺いたしたいと思います。

次に、七会学校給食センターについてであります。

七会学校給食センターを今後使用しない計画があると聞きましたが、その理由をお伺いたしたいと思います。そして、その場合どういう方法を考えているのか、伺いたしたいと思います。

以上3点、よろしく願いいたします。

○議長（関谷 誠君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 3番阿久津則男議員からの一般質問であります。

第1点目は、日本自動車研究所の開業について、開業したことによって税収はどのくらいになるのかということであります。

この税収につきましては、研究所の敷地304ヘクタールであります。それらについての課税等については、県と日本自動車研究所、また水戸県税事務所等とも協議をいたしております。それらの見込み税収額としましては、約9,000万円というふうに概算を見ております。土地、家屋、償却資産、そういうものを含めて9,000万円というふうなことで予定をしておるわけであります。

次に、それらの開業によって従業員はどれくらいいるのかということでもあります。自動車研究所そのものの職員数は総体で現在22名が勤務しておるといふふうに聞いております。

が、そのうち地元から3名新採をとっておるということです。それから委託、食堂がありますので、そういうところは自動車研究所が外部へ委託をして営業をしておるということです。そういう食堂の中に6名就職しておる。それから、宿泊施設の整備、そういうもので7名、警備員、これもこのうち1名、清掃等に当たっている方が7名、そういうふうな雇用状況はなっております。

それから、地元の業者といいますと、工事が終わればまたそれで終わりというふうなことでありますので、これら等につきましては、特にその工事そのものが日本自動車研究所が発注して終わると、そういう形ですので特段の把握はいたしておりません。

それから造成中に、また開業してからも何か地元からの問題の指摘はあったのか、苦情があったのかということではありますが、今のところ特段の苦情はございません。そういうことで指摘等も特にありません。

次に、塙団地の今後の計画ということではありますが、七会地区の小勝中郷団地、徳蔵団地、それから塩子の塙団地、それらの総計44戸の建設が済んでおります。平成16年に建設された18戸等につきましては、現在ホームページ等でも募集をしておりますが、まだ空きがあるというふうな状況になっておりますが、建設から1年経過しておりますので、それら等についても空き室がないように努めてまいりたいと考えております。

また、塙団地につきましては、一般のだれでも入れるというような住宅と違いまして、特定公共賃貸住宅として所得の多い方といいますか、ある一定基準より多い方が入るといふような住宅であります。そういうことでもありますので、今後の需要状況等を見きわめながら計画を進めてまいりたいとそういうふうな考えております。

それから、七会の学校給食センターについてであります。現在町の給食施設としては3施設あるわけでありまして、常北地区の学校給食センターが1日当たり最大2,000食、それが現在1,530食の供給をしておる、それから桂の給食センターが最大1,100食、これが880食の現在の運営であります。七会の学校給食センターが最大が300食であります。1日当たり現在270食というような状況であります。それらのことを考えますと、やはり整備も将来にわたっては必要であるというふうな認識を持っておるわけでありまして。

具体的なことにつきましては、教育長の方からお答えを申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（関谷 誠君） さらに、傍聴人1名を許可いたしました。

教育長。

〔教育長三村亮一君登壇〕

○教育長（三村亮一君） 七会給食センターの統合の話が出ましたけれども、今町長の方から話があったように、基本的に2施設にしても、給食については食事をつくることについては十分可能であるということはいえるんですが、現在のところ、実は米飯を外部に委託しているというふうなことになる、委託業者の新しく車を買わなければならない、そ

れから、それに伴って運転士もというようなことが一つネックになっています。さらにはちょっと七会までの距離があるものですから2往復しなければならないとなると、調理の時間が若干早めなければならない、そうすると、常北地区が調理をしてから給食までの時間が長くなってしまおうというようなところがあるものですから、その辺のところを十分調整をした上で、万全を期してこれから検討していきたいというふうに考えております。

○議長（関谷 誠君） 3番阿久津君。

〔3番阿久津則男君登壇〕

○3番（阿久津則男君） まず、研究所の開業についてですが、税込約9,000万円ということですが、これについては当初見込んでいた金額とは変わりはないのでしょうか、もし極端に違っていればなぜ違ったか、その理由をお伺いしたいと思います。

それと、問題点あるいは苦情は全然なかったということなので、大変すばらしい事業だったのかなと思っております。

次に、塩子埴団地についてですが、私は継続事業と聞いておるんですが、場所を見ればわかると思いますけれども、土地も整地しておりますし、電気水道もひいております。あとは住宅を建てるだけになっているわけですから、20所帯すべて埋まっているということです。少子化対策の一環として始まった事業ですので、できるだけ早く事業を進めるべきではないのかなと思っております。この点についてももう一度答弁をお願いしたいと思います。

また、学校給食センターについてですが、ただいま検討中ということですが、七会学校給食センターは平成3年にオープンし、まだ14年しかたっておりません。老朽化したわけでもありませんし、保健所の指摘を受けたわけでもありません。合理化、経費節減というためだけで給食センターを統合するのは、子供たちの健康を考えていないのではないかと思います。

現在、先生と生徒を合わせて先ほど言いましたけれども270名くらいの温かい給食をつくっているわけでございます。これが例えば常北給食センターからですと、東小まで11キロくらいありますし、東小から七会中、そして西小を経由しますと9キロくらいあります。トータルで20キロあります。大型車で運搬しましても、20キロ地区を3校の学校を回るといことで、これでは恐らく温かいご飯は食べられないのではないかと思います。ほかの市町村でも20キロ離れたところに給食を運搬するというような町村があるんでしょうか、その辺下調べといたしますか、調査はしてあるのかどうかお伺いしたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（関谷 誠君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 第1点目は税込の問題であります。

9,000万円の見込みといたしますか、それに対して当初はどういうふうに見てあるのかと

ということかと思いますが、約7,000万円というふうに当初では考えておりましたので、若干見込みより多くなるのかなというふうに思っております。

次に、塙団地の建設であります。現在の入居状況、確かにすばらしい環境でもあります。そういう中で議員のご意見ご要望等もよく尊重しながら、次の事業、いずれ何年か後までには完成をさせていくというふうな年次計画でありますので、そういう流れに沿って時期を見ながら進めてまいりたいとそういうふうに考えております。

それから、学校給食センターの統合の問題ですが、先ほど教育長が申しましたように、運搬の問題とか、物理的なそういういろいろなケースが出てきますので、慎重に検討してまいりたいと思います。

ほかの給食センター等の調査等につきましては、実施したのかどうかということは、教育長の方からご答弁を申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（関谷 誠君） 教育長。

〔教育長三村亮一君登壇〕

○教育長（三村亮一君） 子供に安全な、そしておいしい給食を供給するという観点から問題があるのではないかということのご指摘でございましたけれども、これは調理をしてから2時間以内に食べさせなさいということが一つの指針として示されていることでもありますので、その指針に沿って、決して食べさせる給食が傷んだりなんかしないようなそういうことを重点に、とにかく子供が食べるものということを中心に最大重点として今後とも検討はしていきたいというふうに考えております。よろしくお願いたします。

○議長（関谷 誠君） 3番阿久津君。

〔3番阿久津則男君登壇〕

○3番（阿久津則男君） 研究所の開業についてですが、一つの企業を誘致しますと、大なり小なり何か問題点は恐らく今後発生すると思っております。住民からの苦情などは研究所と相談の上、速やかに解決してほしいと願っております。

身近なところに自動車研究所ができましたので、私の方から1つお願いがあります。近年、オートマチック車がふえましていろいろな面で便利になりました。反面、ブレーキとアクセルを踏み間違える事故もふえております。歩道の縁石にぶつけ、そのまま通学していた学生の列に飛び込んで死亡事故が起きたりします。また、あるいは立体駐車場から壁を突き破って下に落ちたりする事故も見受けられます。これらのことを考えると、ぶつかったときに自動的にブレーキがかかるような車が開発できないものか、もちろん1つのボタンでそのブレーキが解除できるようなそういった車の開発を私は望んでいるんですが、これを城里町の交通安全協会を通して日本自動車研究所に要望できないものかどうか、町長にお願いしたいと思っております。

次に、塙団地についてですけれども、これは先ほども言いましたように、もう土地を提

供して30世帯完成するように地元の方も協力してくれているわけですから、私はもう20所帯すべて埋まった現時点で、早い完成を考えるべきだと思っております。

次に、給食センターについてですけれども、先ほど2時間以内で食べさせればいいのであるというふうな答弁でしたけれども、合理化、経費節減というのもわかるんですが、私は学校給食というのは学校教育の一環でありまして、子供たちの健康を守るというのにはやはり町の責任であると思います。小学、中学と大変伸び盛りの一番大事な時期ですので、今までどおり温かい給食を食べさせてあげたいというのは、私たちの責務であると思いません。給食センターの統合よりも、私は学校の統合をいち早く実現していただきたいと思っております。どちらにしましても、このままの状態で行うようなことになると、恐らく生徒、保護者の皆様から苦情がくるのは間違いないと思います。もう一度慎重に考えて、このままの3つの給食センターで運搬できるよう再検討していただきたいと願っております。

もう一度町長の答弁をお願いいたします。

○議長（関谷 誠君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 自動車研究所の問題であります。自動ブレーキがかかるような開発、多分自動車協会ではいろいろな研究とかそういうことをやっていると思いますが、日本自動車研究所の役員等にもお会いしたときは、そういう提言があったということは伝えはしていきたいとそういうふうに思っております。

次に、埴団地の問題ですが、城里町全体としての公営住宅の戸数というのは県内でも多い方です。ほかの同規模市町村から見ますと、非常に数が多いのではないかと思います。老朽化しているものもありますが、そういうこともあります。全体の計画の中で年次的に整備をしていくということで、国の補助等ももらっておりますので、そういう中で十分に要望を尊重しながら対応してまいりたいと思っております。

次に、学校給食センターの問題ですが、先ほどもご答弁申し上げましたように、やはり慎重に検討をしてまいりたいということでもあります。学校統合等につきましても、十分教育委員会等でも検討をしておりますが、町全体としてもやはりこれからの少子化時代に対応すべくそういうものも含めて検討をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いします。

○3番（阿久津則男君） ありがとうございました。

○議長（関谷 誠君） 以上で、午後1時まで休憩いたします。

午前11時42分休憩

午後 1時00分開議

○議長（関谷 誠君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

以上で、3番阿久津則男君の一般質問を終結いたします。

ただいま15番杉山 清君が出席をいたしました。

次に、通告第3号、10番玉川台俊君の発言を許可いたします。

10番玉川君。

〔10番玉川台俊君登壇〕

○10番（玉川台俊君） それでは、通告によるところの一般質問を始めます。

1点目の質問は、城里町の条例及び規則について伺います。

条例並びに規則は、町民の理解と支持が得られる内容であるべきと思いますが、中には考え直す必要がある条例・規則があるようなので、町長に考えを伺います。

まず、国民健康保険診療所条例規則であります。沢山診療所、七会診療所の診療時間がそれぞれ合併前の診療時間が表記されており、利用する側としては戸惑いがあると思われます。また、合併によりさきの職員の人事異動では、看護師職員の異動がありましたが、医科だけでの比較では沢山診療所の月間診療時間数が6時間多いようであり、沢山においては医科と歯科の診療時間、休診日に違いがあり、労働条件と給与との関係に問題はないのかなどを考えまして、診療時間、休診日等を統一してはいかかと思えます。

次に、患者輸送用自動車管理規則であります。運行が旧七会及び桂地区での運行のようではありますが、常北地区はなく、まず合併したことの意味合いからして地域間の不公平があるようであります。また、今後コミュニティバス導入が予定されている中で経費負担の是非、そして、町内民間病院、診療所の自由競争による経済活動の妨げになっていることを考えますと、運行の是非を再考すべきと思えます。

続いて、国民健康保険診療所職員の特殊勤務手当に関する条例及び同条例の施行規則であります。11月8日の茨城新聞に「公務員のお手盛り是正」という見出しの記事がありましたが、国も手当の見直しを迫っており、手当自体が妥当であるかを考えますと、6月議会においても申し上げましたが、特殊勤務手当に関する条例に規定されている4項目の往診手当、手術手当、危険手当、医師研究手当については、民間の感覚ではあり得ない項目であること、往診とは必要があつて往診されるのでしょけれども、医師としての業務であり、往診による収入の50%を担当医師に支給することは理解できません。また、17年度当初予算で往診手当が138万円計上されていて、診療所運営が赤字であることから疑問であります。

同じく手術手当、当初予算で36万円計上されておりますが、さきの臨時議会で補正され、増額になったと記憶しており、総額は把握しておりませんが、手術料金100点、ちなみに100点は1,000円を意味しております。100点を超えるものの50%を支給することになっております。100点の手術がどのようなものであるかはわかりませんが、歯科においては乳歯の抜歯120点、永久歯の奥歯で260点、うみを出すための切開で180点または230点ということで、特段特殊なことではないと思えます。医師の資格があるから行うものであ

り、特に手当を出すことのものであるか疑問であります。また、手当の是非もさることながら、手術手当には歯科には支給していないと聞いておりますが、なぜ医科だけに手術手当を支給されるのか、その理由を伺いたいと思います。

さらに、危険手当であります。危険手当は感染症接触手当と放射線取り扱い手当であります。感染症の疾病患者の診療に従事とはどのような感染症を指しているものか、1類感染症、2類感染症とかではなく、一般にわかりやすい病名で説明をいただきたいと思っております。そもそも診療所の能力範囲で処理できる範囲の感染症に危険手当を支給する必要があるのか、能力を超える感染症、つまり直ちに命にかかわるような危険を伴う感染症であれば、患者の診療に従事すること自体、上司である医師が制限すると思われまので、伺うものであります。

また、放射線取り扱い手当でも業務上被曝することは想定しがたいし、危険手当として1日100円を支給されることからして、危険の金額が100円とはどれだけ危険なのか、本当に危険手当を条例で定めて支給することが妥当なのかを伺いたいと思っております。

最後に、医師研究手当であります。これについては、医師に月額32万円、歯科医師について28万円ですが、研究手当であれば研究の報告があるのが普通我々民間の感覚と思っております。しかし、これについては報告はないと聞いております。何もしないで総額1,440万円の手当を出すことがどういうことなのか、また、勤務年数や能力による定義もなく、単に医師と歯科医師の区別であります。医師32万円、歯科医師28万円と規定した理由、根拠は何かを伺いたいと思っております。

条例・規則についての最後として、難病患者見舞金支給条例について伺います。

この条例は、私が一般質問をいたしまして制度化していただいたことから、見舞金について記憶しておりましたが、旧常北町において見舞金を決めるに当たり、他の町村の事例等を参考に年一度慰労を兼ねての1泊2日の旅行ができる程度として、月額3,000円の支給を決めたと記憶しております。これを導入した当時は、39名の申請者が該当されて支給してきたと思っております。これを導入した当時は、39名の申請者が該当されて支給してきたと思っております。城里町の条例を見ますと月額2,000円となっております。当初予算が184万8,000円となっておりますので、支給対象者は城里町として77名になるかと思っております。合併前の人数は把握しておりませんが、約半数の方は合併により支給額が少なくなりました。合併により初めて支給される方はいざ知らず、支給を受けていた方々は、合併により支給額が減少したということをごどのように受けとめるのかと思っております。推しはかるに財政難であるから支給額のカット、つまりは町にとっては重荷になっているのかなと思われのではないかとすると残念であります。

見舞金は町が望まれて出したのではなく、町民を代表して町から見舞金を差上げたものでありますことを踏まえ、合併して支給対象者がふえたからといって、単に減額して分け合うということがいいのか、財政規模の増を見れば対象者の増は規模に見合ったものであることから、機械的に一律カットではなく、内容を見て血の通った行政を考えて

いただきたいと思います。見舞金の支給額について再考を求めたいと思いますので、町長の考えを伺います。

続いて、大問2として診療所運営について伺います。

診療所運営が赤字であることから、町の財政に大きな負担をかけていることは周知のとおりであります。県においても、県立病院の経営の見直しから公営企業法の一部適用から全部適用に切りかえて経営の立て直しを図ろうとしているとの新聞報道がありました。診療所の運営については、民営化を考えるべきではないかと6月の議会で申し上げましたが、現実的には直ちに民営化また指定管理者の導入は難しく、県と同様に公営企業法の全部適用による改善を行うことも視野に入れて検討すべきではないかと思います。

診療所は、地域医療の提供の場として必要不可欠であります。運営においては財政負担の軽減が不可欠であり、早急な改善策が求められますので、町長に考えを伺います。

続きまして大問3、質問の最後としてホロルの湯について伺います。

ホロルの湯の運営管理を指定管理者を公募選定して運営を行うということになっておりますが、その進捗状況、メリット、デメリットについて伺いまして、1回目の質問といたします。

○議長（関谷 誠君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 10番玉川議員からの一般質問でございますが、第1点目は、城里町の条例・規則についてということで、特に診療所関係の診療時間、それから休診日の統一、それらについてのご質問かと思います。

第1点目の診療所の条例関係でございますが、その差が生じておるということは事実でございますが、休診日等についてはそれぞれの診療所の今までの勤務医といいますか、医者との関係とか、研修日とか、ほかの病院等の連携とかそういうことがありまして、休診日そのものが違っていたのかなと思っております。逆にいえば、休診日を統一しない方がいい面も一つはあると思えます。沢山診療所、七会診療所でやはりこちらが休みでも向こうはやっているということで、一つのそれも統一ということもありますが、違うということもそういう目的を持てば理にかなっている部分もあるのかなとそういうふうにも感じております。

それから、診療時間等につきましては、やはり働く職員の時間等の統一等、そういうものについては整合性を図っていく必要がある、そういうふう感じておるわけでありまして。

それから、患者輸送車の問題であります。これはいずれにいたしましても、今までの経過からいきますと、過疎地域、僻地医療、そういうもののために当初は恐らく国か県でバスを買って支給したんだ、そういう歴史といいますか、そういうふうな経過があると思えます。その後補助事業に変わったりということで、診療所への輸送ということでやってきた、そういうものと思っております。

今回の町内のコミュニティバス等の問題もあります。そういう中で現在、町内の輸送体系をどうするかということで、そういうものを含めながら検討を加えて、よりよい方向に持っていければとそういうふうに考えておるわけであります。

それから、特殊勤務手当の問題であります。手術手当とか、医師の研修手当、そのほか往診手当とかありますが、やはり長い歴史的に考えてみますと、医師がいないといいますが、医師が不足する、来てもらえない、そういう時代を経過しながら今日にその診療所経営が至っております。そういう中でいろいろな医師確保策、そういうものがあって、研修手当とか、そういうことでもって手当を補って、給料を補っている部分もあったのではなかろうかと思っております。レントゲン手当とか、そういうものについての100円はいかなものかということは、やはり総体的にはこれはよく検討して見直していく必要があるのではなかろうか、そういうふうに感じておるわけであります。

それから、感染症の件につきましては、診療所事務長の方からご答弁申し上げたいと思います。

次に、難病患者の見舞金であります。県内では全市町村が見舞金を出しておるわけではありませんが、旧常北町では月額3,000円ということでありました。県内を見ますと、年間2万円というところもあります。そういう中で、今回調整をしながら2,000円ということになったわけでありますが、今後十分検討をさせていただきたい、そういうふうに思っております。

それから、公営企業法の適用ということでありますが、公営企業法の一部適用、財政、財務関係の適用はやっている市町村はあるかと思えます。しかし、身分まで適用する全適、全部適用というのは現在県内の市町村にはないというふうに聞いておりますが、今後県の病院なんかは全部適用をしてまた管理者制度も置くとか、そういうふうな流れにはなっているようではありますが、いずれにしましても、財政状況を改善するための策というものは、今回町内の検討委員会、そういうものも開催いたしております。国保の運営審議会等の方にもその中間報告のようなことをいたしております。そういう中で経営改善を図ってまいりたい、そういうふうに考えております。

それから、ホロルの指定管理者制度の進捗状況ということと、メリット、デメリットということでありますが、指定管理者制度を導入するに当たりまして、対象施設を把握して町内のワーキングチームをつくりまして、そのうち7施設を指定管理者とするということになったわけであります。今回議会の方にそういう議案をご提案申し上げておりますが、これまでに至るまでには、やはり指定管理者の選定委員会等も開催いたしまして、点数による評価、そういうものをやりながら現在に至っておるということであります。

メリットということでありますが、総体的にやはり市場競争原理になじむものはそういうものを適用していくということで、民間企業のノウハウを生かしていく、それらとともに独立採算を目指すということが財政上の大きなメリットかなと思っております。デメリ

ットにつきましては、現在働いておる会社、そういうものが外れた場合には、その方々の雇用、そういうものについてやはりデメリットになるのかな、それについては最大限の努力をしてみたいと考えております。

以上であります。

○議長（関谷 誠君） 診療所事務長。

〔診療所事務長盛田 守君登壇〕

○診療所事務長（盛田 守君） 10番玉川議員さんのご質問の中で、感染症手当の具体的な内容ということでございますが、具体的な病名を申し上げます。

1類感染症、これは感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の中での分類でございますが、1類感染症に分類される病名といたしましては、エボラ出血熱、クリミア混合出血熱、重症性急性呼吸器症候群、これはSARSコロナウィルスに限るということです。痘瘡、ペスト、マールブルグ熱、ダスタ熱、それから第2類感染症に分類される病名といたしましては、急性肺白髄炎、コレラ、細菌性赤痢、ジフテリア、腸チフス、パラチフス、第3類感染症に分類される病名といたしましては、腸管出血性大腸菌感染症等でございます。

以上が具体的な病名です。よろしく申し上げます。

○議長（関谷 誠君） 10番玉川君。

〔10番玉川台俊君登壇〕

○10番（玉川台俊君） 2回目の質問でありますけれども、まず、診療所の休診日、診療時間の違い、確かに休診日が違う方が利用する患者さんとしてはありがたいのは町長のおっしゃるとおりかなと思います。働く者が同じ職務について勤務時間が違うというものは今後考えていただきたいかなとこのように思います。

それと、沢山の歯科と内科の違い、これは七会においては同じ日であるので混乱はないかと思うんですけども、沢山の場、歯科と内科で違うというのは少し統一しなければいけないのではないかなとこのようにちょっと思います。ついではにかかろうと思っても休みでかかれなとか、そういうことがあると思いますし、また、沢山の歯科診療所の変則的な休診日というものは、そもそもが私が理解しておるのは、担当の歯科医師の先生が審査会の方へ出向されるということで、その日が審査会に出るための休みに充てるため、休診日になっているように私的には考えております。

ただ、これは先生がかわればどうなのかなということもありますし、桂においてはその手当というものが町に入って終わらず、そのまま先生の手当になっているというようなこともありました。これはだれのための休診日の選定かといいますと、担当の先生のために合わせた条例・規則というようなとらわれ方をしても仕方がないのではないかと、それをそのまま引きずって城里町の診療時間に合わせるのはいかがなものかなと思いますので、再考をしてはいかがかと思います。

次に、患者輸送用車両でありますけれども、僻地医療とかという話がありました。無医地区という定義がありまして、無医地区として私が七会の車両については県からの補助をもらって購入したという経緯が、城里町過疎地域自立促進計画書に載ってあった内容であるかとそのように記憶しておりますけれども、いずれにしても、県からの補助をいただいて購入したというように書いてあります。

それはそれとしていいんですけれども、無医地区というものは、これは定義はいろいろありますけれども、診療所、病院から半径4キロにおさまらない地域、それで50名の集落を持っているところが無医地区という定義がありますけれども、この無医地区に、例えば旧七会地区で上赤沢、下赤沢、あの辺が入るということであります。私が地図をコンパスで線を引きましたらば、確かにそう入っております。

この4キロと定義をしたことでありますけれども、その4キロの定義はなぜ4キロなのかと考えてみますと、交通手段が限られるとか、そういうことも無医地区の定義にありますことから、夏場の公共の交通手段がないとか、そういうことがありますから、多分病気にかかっている方が歩くのに1時間ぐらいしか歩けないだろう、それ以上は負担があつてできないだろうということから計算して4キロなのかと、それで、4キロが決められたのではないかな、これはあくまでも私の私権でありますけれども、このように思っております。

現在は、自家用車が各家庭にほとんどある中で、その4キロ、5キロ、6キロ、8キロの定義が果たして必要なものなのかなというふうに思います。今は1キロでもあれば、まずお年寄りでも歩いて通われる方はまれであると思います。ですから、その4キロ外れた無医地区とかということに関してこだわる必要はないのではないかな、もう8キロであつても車を乗ってしまえば5分、10分で通える距離でありますから、僻地医療とかそういうことにこだわる必要はないのではないかなというふうに思います。

旧常北町の地区にも4キロにおさまらないところがあります。ですから、この不均衡をどういうふうに考えるのか、それと、コミュニティバスが導入されることから、また民間の医療機関があつて、ドア・ツー・ドアで患者さんをそこに送迎することがいいのか、民間からは税収があります、その税収でもって診療所が運営をされているということ考えますと、やはり再考が必要ではないか。これが合併のメリット、デメリットの中にあることであつて、痛み分けをしていかななくてはならないことかなと思います。そういうことで考えていただきたいなと思います。

それから、手当でありますけれども、感染症、1類に関しては直ちに命にかかわることありますけれども、なかなかこれはまれであります。ほとんど100円を支給するような事例はないんであろう、それで、それは後で結果としてわかることだと思います。最初からそういう感染を持っているということであれば何ら危険なことではない、さらに、診療所で受け付けできるような患者でもないということであると思います。

また、放射線の被曝でありますけれども、職員は被曝を測定するフィルムパッチというものを付けてそれを検査を受けて、どのぐらい自分が被曝しているかを把握しているそうであります。その結果としては異常はないということでありますから、何ら被曝に関する手当を出す必要はないとそのように思います。

また、医師の手当でございますけれども、先ほどの答弁の中では医師と歯科医師の差額の説明がなかったんでありますので、もう一度聞きたいと思っておりますけれども、その手当を出して医師を確保するという考え方は理解できます。ただ条例ということで考えて、それは医師の確保のための都合であって、条例として町民が納得できるかどうかの問題であると思います。私は、そうであれば医師の基本給自体を上げて、そういう理解のできない手当、そういう条例をなくすべきではないかとそんなふうに考えます。

それで、この辺を聞きますと、手当で出せば期末手当なんかではちょっと基本給が低いので、節税になるという話もありましたけれども、それはそういうことであって、それは町民が見る上での条例・規則としてはいかがなものかと思えます。ですから、給与自体を上げて町民が納得できる範囲で給与を引き上げて、手当ではなくて、そんな不当な名前のついた手当で支給することは、働くお医者さんもちよっと気持ち的に報われるのではないかと思います。何か後ろめたいような雰囲気があると思うんです。

それで、テレビなんかでも最近話題となっている大阪市の手当の問題、また、逆に見本となるような太田市の内容もありました。太田市は職場の清掃も職員みずから自分たちで行うというようなことを行って、節税しているそうではありますが、当町ではそれもされていません。ちょっと見直すべきかなと思えますし、また、その清掃員の募集に関しても七会診療所で1名の募集ということがどこかにお知らせとしてあったと記憶しております。果たして職員ができることできないこと、そうやって節税する気持ちがあるかないかということも民間で苦勞しているところがあると思えば、そうやって税金の使い方にもちょっと疑問があるような募集の仕方はいかがなものかと考えますと、できることは職員でやっていくという姿勢が必要ではないかと思えます。そういうことも考えまして、そのお掃除の件になりますと、本庁の清掃にも職員さんがいらっしゃるようで、ご一考願いたいと思えます。

それから、運営についてでありますけれども、先ほど町長がおっしゃっておった国保運営委員会、運協の会合があったという中で、一部私が聞き及んでいるのは、入院施設を縮小していくという話もあったそうでありますので、もしよろしければ、その辺の内容を聞かせていただきたいと思います。

また、全部適用、これは当然私もどこの市町村でもやっていないということは聞いておりますし、難しいのはわかっておりますけれども、直ちに民間ということもできません。それで指定管理者という場合に、これも難しいということをおぼろげながら、できるとすれば全部適用、全部適用ということであれば、その診療所の所長さんが責任者となって

職員の任用から給与の分配ですか、それもすべて行っていくということができる。ですから、何とか手当、こういうような考え方は不要になってくるのではないかなと思います。

ですから、どのような形で運営をしていくのか、それを考えますと、難しいのはわかっておりますけれども、一番できる可能性があるのは全部適用ではないか、それで民営化を図っていくというような考え方が必要であると思いますので、その辺を十分考えて答弁をいただきたいと思います。

それから、ホロルの湯でございますが、町長に申し上げていただいたように、メリットは要するに今まで委託金を出して、それに見合った額が戻ってこないで赤字ということになっておりましたけれどもそれがなく、ただ私が聞いておるのは入湯税が入って、あとはホロルの湯の使用料として家賃収入がある、それで赤字が出てそれに負担をしないので財政的にはメリットだ、それで、デメリットはもう一つ何かということで、町長がおっしゃいましたとおり、公社職員が何人かは再雇用が難しくなってくるだろうという予測の中で、失業される方、失職される方が出るかもしれないというのがデメリットと、私もそのように思っている中で、町長がおっしゃいましたように、今後の協議の中でなるべく多くの雇用をいただくように申し上げておきたいと思っております。

それと、もう一つ聞きたいのは、ホロルの湯は毎年返済をしていると思っております。この返済額は年間幾らなのかということでありまして、例えばこのまま金額にもよるんでありますけれども、入湯税が4,000万円ほど上がっているかなと思っておりますけれども、例えば仮に1億円の返済をしているということであれば6,000万円が不足、6,000万円を家賃収入としていただけるのかどうか、その辺はどのぐらいの規模になるかわかりませんが、少なくとも協議の中で入湯税プラス家賃収入が返済額を上回るような金額になっていただければありがたいと思うので、その辺はどのような協議をされていくのか、ご説明をいただければありがたいと思っております。

以上で、2回目の質問を終わります。

○議長（関谷 誠君） さらに、傍聴人1名を許可いたしました。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 玉川議員さんからの2回目の質問であります。沢山診療所の歯科と内科の休診日が違うと、それらについては診療所の実態をよくお聞きをして、調整を図ってまいりたい、そのように考えております。

それから、無医地区の定義、これについては玉川先生の方からお話がありましたが、私もなかなか理解ができないところもあります。いずれにしても、県・国の定義がそういうふうになっているということでありまして、現在の交通手段、道路状況、そういうことによりますと、あれが無医地区というようなことで指定されるのならこっちはどうなんだと、いろいろ論議はあると思うんです。しかし、今までの過疎地域といえますか、

そういう僻地、そういう中での無医地区の定義というものが今まで適用されてきたということになっていくということに私も理解をしておるわけであります。

それから、手当の件であります、確かに先生おっしゃるように、いろいろな手当、先ほども申し上げましたように、100円とかそういう手当がありますのは、手当全体について再度再検討していきたいとそういうふうには考えておりますが、再三申し上げますように、医師の研修手当、これについてはやはり公務員の給与は年功序列でありますから、同じ医者先生がおいでになっても年配の人は給料は高い、30代の人は安い、そういうこともあります。それですから、そういうことの調整を今までの診療所の中でそういう研修手当といえますか、そういう形で補ってきたのではなかろうかというふうに思っております。

先生の方のご提案によって、やはり基本給を上げたらどうだ、しかし、極端に言えば2年しか勤めないお医者先生を、20年勤めたような給与体系には今のところなかなか制度上できないと思うんです。その辺が難しいところがあるのかなと思っております。私の考え方からいけば、年俸制とかそういう制度を取り入れるのが一番ベターなのかな、年俸は幾らとそういうこと、それと、民間的な考え方からすれば売り上げがよければその何%を支給するとか、ボーナスとか、そういうやり方が今後は導入されていくのではなかろうかとそういうふうに思っております。

それと、国保協に報告をした中間報告であります、現在、七会診療所では19床のベッドを持っている、私は最初に来たときそれを10床にしたらいいのではないのかというふうな話を出したんですが、「10床にしたって町長、19床にしたって人は同じだよ」ということを、私はなるほどと、やはり24時間体制の病院の人員を充てなければならないということですから、やはりもう少し救急車の配備とか、中核第2次医療の病院の大宮地区への開業、そういうものを総体的に見ながら十分に慎重に検討しながらやっていくべきではなかろうか、そういう周辺整備が一番先ではないかとそういうふうに思っております。そういう中でよく検討をさせていただきたいと思っております。

新しく東海村の国保病院が来年オープンしますが、これは指定管理者制度です。民間といえますか、そこが経営をする、いわゆる公設民営です、そういう形で国保病院がオープンするということを聞いております。やはり全体的にはそういう流れになっていくのかなと思っております。

以上でございます。

○議長（関谷 誠君） 抜けていないですか。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 失礼しました。

3番目のホルルの指定管理者の、もし返済額、前の全協で20億何がしというようなことで、財政課長がお答え申し上げましたが、年次的な額については財政課長の方から申し上

げたいと思います。

入湯税につきましては、やはり将来にわたってこの施設を再整備しなければならない時期が必ずくると思います。そういうときのための基金の積み立て、そういうものに充ててまいりたいということを考えております。

また、家賃収入をどうするのかということですが、会社の方の自主事業といいますか、そういう中での利益の配分の中で協定をしながら家賃を入れてもらう、そういうことで話を進めてまいりたい、こういうふうを考えております。

以上です。

○議長（関谷 誠君） 企画財政課長。

〔企画財政課長加藤木昭博君登壇〕

○企画財政課長（加藤木昭博君） 玉川議員さんのご質問で、返済額ということで、現在ホロルの湯5本を借りて15年償還ということで起債をしております。18年度につきましては、元利償還で現在2億1,889万3,000円の予算を計上するというので、編成を進めております。

以上でございます。

○議長（関谷 誠君） 10番玉川君。

〔10番玉川台俊君登壇〕

○10番（玉川台俊君） 先ほどの質問で、私自身が漏れていたこともあるので、3度目の質問をさせていただきますけれども、無医地区の考え方はいろいろある、その中で急にそれを取りやめるべきであろうという話をしているわけではなくて、そういうことも考えて条例として考えるべきだろうと。

手当の件もそうでありますけれども、手当の中の手術手当、往診手当はそれを指示するのも、それを行う者もみんな医師であります。ほかの所長が往診に行ってきたさい、この手術をなささいではなくて、医師みずからが考えて行うものでありますから、偏りが出て困るのではないかな、要するに、自分が考えて自分の収入になることを規定しているということでもあります。この辺が考え方としては危惧されるのではないかなということも考えておりますので、トータル的な年俸制でいくという考え方はもちろんいいことだと思いますし、ただ規則でそれを定めておくということ自体は、ちょっと規則はあくまでも町民が納得できる内容でなければいけないと思います。個人のために、先生のためにというためではなくて、規則・条例はだれが見ても正しいものであるべきだという観点から質問しておりますので、医療改革、診療所の改革の中で、その辺もあわせて納得のいけるような内容にしていきたい、それをお願いしたいということでもあります。

それから、ホロルの湯については、今2億1,000万円ほど来年度予算で償却していくということですが、その入湯税の使い方をどうするのかということで、先に答弁をいただいたので、それはそれで必要なことだと思います。そもそも5年でリニューアルする

ような費用が必要だという計画でありました。それを踏まえますと、基金として積み上げていくことを大切かなと思いますし、これは観光資源としてでありますので、ほかにいろいろ考え方はあろうと思います。

すべてが先ほどの条例の中で、診療所の運営についても全部適用ができればいいんでしようけれども、また指定管理者ができればいいんでしようけれども、特に七会の診療所医科に関しては、指定管理者を置くにしてもなかなか引き受け手がないだろうという面で厳しいということだと思います。しかし、医療機関としてはこの医療が提供されることは地域にとって重要なことでもあります。それは十分理解しておりますし、また運営の方法もいろいろ検討の余地があると思いますので、早急にそれをお願いしたいと思います。

以上で、質問を終わります。

○議長（関谷 誠君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 玉川議員の最後のご質問でございますが、手当の問題、そういうものについては十分検討をさせていただきたいと思います。

また、先ほど私が申し上げました年俸制というのは私の全くの私案であります。北茨城市あたりでは今回取り入れるとそういうふうな話を聞いておりますが、その件については私案であります。十分に今までのご質問の内容を検討させていただきたいと思います。

○議長（関谷 誠君） 以上で、10番玉川台俊君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第4号、1番寺門博志君の発言を許可いたします。

1番寺門君。

〔1番寺門博志君登壇〕

○1番（寺門博志君） 通告によるところの一般質問を始めます。

質問は教育行政に関して伺います。

まず、城里町の子供たちの学力向上を図ることは、子供たちの未来、町の未来にとっても大変重要なことであると思います。学力の向上は、本来学校を初め塾などの場で生徒と先生の間での努力によって養われるものでありますが、学校での教育の場を側面から支援していくことが行政の役割だと思います。そこで、行政としてさらなる学力向上を図るために、ただ頑張れ頑張れと言うばかりでなく、何かしらの投資をする必要があると思います。現在、18年度予算編成をされていると思いますので、18年度の予算編成に当たり子供たちの学力向上に向けてどのような予算編成を考えているかお考えを伺います。

2点目は、子供たちの登下校の安全確保について考えを伺います。

最近、下校中の小学1年生の女子児童が相次いで殺害されるという事件がありました。うち1件は、事件現場として県内の隣接市町村が絡んでおり、もはやこの種の事件が対岸の火事と見ていられない現状であり、当町でも先週小坂地区で不審者が出たとの報告がありました。事件事故は未然に防止することが重要と思いますが、現在どのような安全対策

が用いられているのか、現状で安全対策は十分であるかを伺います。

3点目は、常北中学校の老朽化の対応策について伺います。

常北中学校は、数年で築50年になろうとしていて老朽化が進み、生徒や父兄より改築が求められております。改築は以前から求められておりましたが、国・県の補助金を受けるためには、コンクリートづくりの校舎は築50年をクリアすることが条件にあるようにも書いており、父兄にはそのように説明してまいりましたが、過日、潮来市の中学校が40年ぶりに改築されたということが新聞で報道されておりました。

これを見ますと、50年経過せずとも補助を受けるケースもあるようです。常北中学校はすぐにでも改築が望まれていることや今後10年、20年後を考えますと、改修でなく改築に向けての検討をすべきだと思いますが、改築に当たり問題点は何か、校舎の老朽化をどのように対応していく考えであるかを伺いまして、1回目の質問を終わります。

○議長（関谷 誠君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 寺門議員からのご質問でございますが、第1点目は学力向上を図るために18年度予算の中で学力向上をどのように図っていくのかということでございます。いずれにいたしましても、子供、学生、生徒の学力向上につきましては、城里町民全体の教育レベルを上げるということでありますので、大切なことだと思っております。これらについては、十分町長としても意を用いながらそれに取り組んでまいりたいと考えております。

詳細につきましては、教育長の方からご答弁を申し上げます。

次に、児童・生徒の登下校中の問題であります。最近のいろいろな事故事件が起きております。こういう安全対策について当面どのようなことをやっていくのかということでありますが、これらについても具体的なことにつきましては、教育長の方からご答弁を申し上げたいと思います。

次に、常北中学校の老朽化の問題であります。

老朽化が進んでおるということで、鉄筋コンクリート耐用年数50年、そういう中でどう対処していくのかということでありますが、常北中学校は途中で大規模改築をやったというふうにも聞いております。結局耐震、そういうものの補強もなされているのかなと思いますが、やはりそういう耐震度の検査、そういうものも必要だし、それからそのときの起債の残高がどういうふうに残っているのかということも財政的な問題で、そういう問題を——結局起債が残っていて、どこまで今度はそれをまるっきりなくして新しく建てられるか、そういう財政問題、そういうものもやはり検討をしていかなければならないと思いますが、いずれにしましても、現在の設案とか、そういうものに合わないといっちはおかしいですが、大分古くなっているのではないかという話を聞いておりますので、これらについてはできるだけ早急に検討をさせていただきたいと思っております。

なお、教育長からそれについてもご答弁を申し上げたいと思います。

○議長（関谷 誠君） 教育長。

〔教育長三村亮一君登壇〕

○教育長（三村亮一君） 1番寺門議員さんからのまず学力向上への取り組みの方策ということのご質疑かというふうに思います。

学力向上につきましては、各学校とも最重要課題として現在取り組んでいるところでございます。そろそろ来年度もどうしようかということの検討に入るというような段階にも、各学校で入ってきているわけですけれども、教育事務所とかあるいは学校教育指導員等を講師として迎えての研修に取り組んできているところが現状でございます。

特に、教育委員会としては、合併をしたということで、ぜひ学力向上最重点課題として取り組みたいというような意向がありますものですから、次のような点で次年度以降取り組んでいきたいというふうに考えているところです。

1点は、今学力を向上させるのに一番必要なのは何かといえば、先生方の指導力の向上だろうというふうに考えているわけです。そのために学習指導の研究指定校というようなことで、指導法についての研究研修を進めていくということを一つ考えているところです。

それから、2つ目には学校でいろいろなテストをやっているわけですけれども、それについても、ともすると自分の指導についての反省だけになってしまうというふうなこともありますので、できれば共通なテストで自分の指導のどこがまずかったのかというようなところでの指導部の工夫を図るというようなことも、現在大きな柱として取り組んでいるところです。

それから、3つ目として家庭学習のあり方についても今大きな問題になっているところですが、家庭学習のあり方をどうすればもっと効果的にできるのか、学力向上につながるのかということについても、十分これから検討していきたいというふうに考えているところです。特に、以上申し上げました指定校の問題、それから共通テストの問題、家庭学習の充実の問題、これらについては今年度の7月から教育改革プロジェクトというのを立ち上げて、次年度以降に学力向上のための手段としていこうということで取り組んでいるわけです。

ご心配いただきました来年度予算編成に当たってですが、この3点につきましては、そんなに大きな経費のかかることではありませんので、直ちに4月以降取り組んでいきたいというふうに考えているところです。

それから、2つ目の不審者対策というのか、児童・生徒が不測に下校途中に事件事故に巻き込まれるということが多く、11月には広島市で、そして先ほども話がありましたけれども、今月の2日には大宮市で今市市の子供が遺体で発見されたという本当に痛ましい事故が起きました。そういうことについて、現状今まで取り組んできたこと等をお話しをしていきたいというふうに思うわけです。

本町としては4月以降、この不審者対策というのにはかなり力を入れて教育委員会として取り組んできました。特に1人にさせない、1人にしない、これを一つの大きな目標として取り組んできているわけです。ですから、小学校につきましては、下校時間にある先生は自転車で、ある先生はバイクで、ある先生は車で下校の様子を見守るというふうなこともしてきました。それから、中学校につきましては、今のところもう部活が終わる時間というのは真っ暗なんです、その自転車の後ろを車で追いかけるような形で下校指導をしているというのが現状でございます。

なお、先ほど不審者情報の話がありましたけれども、実は現在まで町内の各学校から報告を受けたのは、12件ほど不審者情報はございます。ただそれについては、果たして本当に不審者なのかどうかについての確認はとうとうできておりません。後から車がついてきたからとか、途中にとまっていたからというふうなことで、それが直ちに不審者だというふうな連絡になってきた場合もありましたし、具体的に声をかけられたのでというふうなこともございました。いずれも早目の対応、あるいは下校指導中の先生がその場のちょっと手前にいたというふうなこともあって助かったというのか、被害に遭わないで済んだというようなこともございます。

なお、ここにきてというのか、特に大宮市のあの事件が報告されてから、特に各学区の区民の会の方々が自主的に立ち上がってくれたのを非常にうれしく思っております。行政主導ということでやってくださいというお願いだけではカバーしきれないところもあるんですが、町民会議の方で積極的に動き出してくれたことを感謝しているところです。

なお、各会の代表の方をお願いをする会議を近々開きたいというふうに連絡を差し上げていますので、そちらの方でも不審者の今までの取り組みをお話しすると同時に、協力をお願いするという形をとっていききたいというふうに考えています。

それから、3つ目の常北中学校の建築の問題でございますけれども、これは町長の方から話がありましたように、すぐというわけにいかない事情が町長がお話ししたような事情でございます。ただ子供たちの願いも建て直しをしてほしいというのは大きな願いであるということも、私もじかに話を聞いていますし、できるだけ早くその方向に動きたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（関谷 誠君） 1番寺門君。

〔1番寺門博志君登壇〕

○1番（寺門博志君） それでは、教育行政について2回目の質問をいたします。

教育長がおっしゃるとおり、教育改革プロジェクトが来年の4月から開始されるということで大変期待しております。学力向上についてであります、以前テレビを見ていますと、つくば市の学校で電子黒板を取り入れ、児童・生徒の学力向上に活用しているという番組がありました。各地から授業風景を視察に来ていて、電子黒板に対する関心は高いよ

うでありましたが、教育長は電子黒板について教育の現場にいた経験から、どのようなお考えでおられるのかお伺いしたいと思います。

平成16年度教育常北に先生方の研究、研修の報告が収録されておりまして、「コンピューターを使用した授業には興味関心も高い意欲的な取り組みが見られる」という一文がありました。テレビ番組の中で子供たちの感想を聞く場面がありましたが、まさにそのとおりであったことを記憶しています。私は、大変有効で有用な機器であると思います。ただ問題点としては1台数十万円とされる費用を要することです。電子黒板は一例であります。このほかにもいろいろな教育機器があると思います。三村教育長は、初めて教育行政の予算編成に当たるわけですから、子供たちの教育環境の整備について、電子黒板の是非を含め学力向上に向けた今後の目標について伺いたいと思います。

続いて、登下校の安全対策であります。教育長が言われるように、不審者情報の周知、集団下校、PTAによる立しょう等とありますが、いずれも完璧ではなく、いずれも限界があります。集団下校に至ってはどうしても最後は1人になってしまう点が問題で、実際事件を見ても1人の時間帯に犯罪が起きています。

そこで、スクールバスであります。単にバスを活用するので、現実的にドア・ツー・ドアというのは不可能であります。幼稚園の登下校システムを活用することが一番安全であると思います。保護者がスクールバスに乗るまで付き添い、下校時に保護者がいなければ下車させない、また、施設いわゆる学童保育所で保護して迎えにきていただくなど、家庭の事情を配慮していろいろと選択できるようなことも視野に入れて、安全対策を講じる必要があると思います。そこで、スクールバスを導入することについても考えを伺いたいと思います。

最後に、中学校の老朽化対策ですが、改築は避けて通れないと思います。改築にはそれなりの費用がかかるとは思います。改築するとなるとどのくらいの費用を要するのか、また、補助を受けられる場合どの程度受けられるのかを伺いたいと思います。

潮来市の潮来二中を参考にしますと、建築面積が現在の常北中と潮来二中はほぼ同じ程度の面積で建物が8億1,700万円で、補助が2億円、内訳は増築573平米分は2分の1、危険箇所2,668平米、不適切126平米分が3分の1の補助率で、補助額が2億円となっております。これを参考にしますと、桂中学校が約12億円であったわけですが、実際どのくらい必要なのか、また建設費に公共整備基金が活用されると思いますが、現在の基金残高、また基金の財源である競輪からの交付金の歳入状況について伺いたいと思います。

以上で2回を終わります。

○議長（関谷 誠君） 教育長。

〔教育長三村亮一君登壇〕

○教育長（三村亮一君） 第1点の学力向上について、教育改革プロジェクトですが、来年度からではなく、ことし7月から既に発足して検討して進めているところでございます。

コンピューターについて子供たちが大変興味を持ってやっているというお話も今出てきたわけですがけれども、コンピューターにつきましては、1クラスの人数が1人1台活用できるようにということで現在整備されておりますし、そのような使い方をしています。具体例としてその電子黒板の話がありましたけれども、これについてはプロジェクトの中でも検討していきたいというふうに思います。

それから、2点目の完全に児童・生徒を守るということは難しいのではないかというご意見をいただいたわけですが、実際問題としてそれは最後には1人になってしまうということがあるものですから、現状でそこを家庭と連絡を取り合って、安全な下校指導に取り組んでほしいということを各学校にお願いしていると同時に、各学校では危険場所について特に安全マップというような形で、先生方が共通理解を図りながら巡視等に努めているところでございます。

スクールバスという話が出ましたけれども、財政的なこともありますので、一つの研究課題として頭に置いておきたいというふうに考えております。

それから、費用の問題ですが、私もまだ具体的にどれくらいかかるのかということの検討に入っていないので、これから具体的なことを財政の方とも相談しながら組んでいきたいというふうに思っています。ご了解いただきたいというふうに思います。

○議長（関谷 誠君） 企画財政課長。

〔企画財政課長加藤木昭博君登壇〕

○企画財政課長（加藤木昭博君） 1番寺門議員さんの公共整備基金の状況でございますが、16年度末で3億7,254万5,000円でございます。それと、サテライトからの収入ですが、本年度も1億7,000万円当初予算に計上してあるかと思っておりますけれども、人数、金額ともに毎月減っております。1億7,000万円、ちょっと厳しい状況であるように思っております。

以上でございます。

○議長（関谷 誠君） 1番寺門君。

〔1番寺門博志君登壇〕

○1番（寺門博志君） 続いて、3回目の質問をいたします。

スクールバス等については、コミュニティバスがこれから今考えになられると思いますので、それと共用などをして進めていただきたいと思います。

教育行政についての3点を伺いましたが、まとめてみれば教育環境の整備についての質問であります。環境の整備を考えるに至っては、少子化が進む中、当然学校統合、廃合を前提としておかなければならないと思います。電子黒板等の導入においても、スクールバスの導入等においても、統廃合を進めてこそ費用対効果があると思います。教育長は9月の議会で「少子化の現実を町民にお知らせして統廃合の是非を諮っていきたい」と答弁されておりましたが、いまだにそのようなお知らせを目にしてはおりません。この3カ月間

の間統廃合に関してどのような検討機会があったのか、また、計画があるのかを伺います。

町長には、旧七会村を対象とした過疎地域自立促進計画書の17年から21年度の5カ年計画に示されている教育の振興の中で、「学校教育の問題点として少子化が進み年々児童が減少していることから、統合と教育環境の充実に向けて対策が課題となっている」という文言をどのように理解しているのか伺います。

七会地区の小学生は、平成11年度には全体で183名でしたが、23年度には約40%の74名に、西小で見ると74名から16名と実に約22%にまで減少してしまうことが数字で出ております。その先10年後には何人になるのかを考えてみると、同じなのか、子供たちがいない学校に好んで進学させる親がいるのか、それを避けて多くの子供が通う学校に住むことを考えるのか、このことを考えることが過疎地区の人口減少に歯どめをかけるのではないかと思います。子供たちに見る少子化のまさにデフレスパイラルは大変に深刻な問題を抱えていると思います。町長はこれらを総合してどのような考えで統廃合を考えているのかを伺い、質問を終わります。

○議長（関谷 誠君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 学校の統廃合の問題、特に過疎計画の中の文言でご質問がございました。実は学校の統廃合につきましては、やはり地元の意見がどうなのかと、そういう吸い上げも必要だろうということで、11月、12月にかけて地区の学区懇談会をやるということで町内の合意といいますか、そういうことで懇談会のスケジュール等も立てたんですが、いろいろな情勢によりまして、少し延びるということになって、できるだけ来春早くのころにはそういう懇談会も持ちながら、学区内のご意見、またいろいろな町政に対するご意見、そういうものを伺いながらそういう統合に向けての地区の意向も聞きながら醸成を図っていききたいとそういうふうに考えているところであります。

先ほどのスクールバス等の問題についても、そういうものと整合を取りながら検討してまいりたいとそのように考えております。

以上であります。

○議長（関谷 誠君） 教育長。

〔教育長三村亮一君登壇〕

○教育長（三村亮一君） 学校統合というお話が再度出てきて、確かに私9月のときに広報でという話をしました。この件につきましては、教育委員会の中でも十分検討して、現在原稿を担当課の方に渡してあるところです。ですから、早急に出てくるというふうには期待をしております。

それから、教育委員会としては、具体的にどんなふうという形までは打ち合わせができていませんけれども、いろいろな意見を寄せてくれる方もいらっしゃいます。「どうせなら1校にしちまえ」というようなことをおっしゃる方もいますし、旧町村単位でという

ふうな形を話をしてくれる人もいますし、あるいは「5つぐらいにしたらいんじゃないの」なんていうことを言っている人もいろいろいるんですが、それぞれのメリットを考えて、町全体としてどうしたらいいのかということを考えていきたいというふうに考えているところです。よろしくお願いいたします。

○議長（関谷 誠君） 以上で、1番寺門博志君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第5号、21番三村由利子君の発言を許可いたします。

21番三村君。

〔21番三村由利子君登壇〕

○21番（三村由利子君） 議長、通告前ですけれども、通告外の質問が出ているようですけれども、それもお認めになりますか。整理の方よろしくお願いいたします。

○議長（関谷 誠君） ちょっと、時間の延長かと思ったので。

○21番（三村由利子君） 違います。

○議長（関谷 誠君） 通告外の内容は。

○21番（三村由利子君） 学校の統廃合については、前者は通告には入っておりませんから。

○議長（関谷 誠君） あとで議論ということで。

○21番（三村由利子君） それでは、通告によります私は質問をさせていただきます。

まず最初は、駐車場管理の状況についてお尋ねいたします。

町営駐車場や町の公的施設の駐車場の管理が行き届いていない状況を見まして、日ごろの管理状況についてどのようにされているのかを伺います。

目に余るものは放置されていると思われる乗用車、車がございます。乗用が不可能な破壊された車は、既に私の知る限りでは2カ月以上も放置されております。一時はドアも開閉のまま、サイドミラーはもうたたきつぶされたような状況、タイヤは破損しておりますが、2カ月以上も無残な形で放置されております。そのほかに自転車の放置、ごみの散乱が目立ち、環境上大変好ましい状況ではございません。駐車場の使用状況の管理に目が届いていないのではないかと考えられますが、管理先はどこでどのような日ごろ管理状況をされているのかをお伺いいたします。

続きまして、農業政策についての質問でございます。

平成17年3月に決定された新農村基本法は、市場経済を進める中で、日本の農業の展望を切り開く道筋を示し、国民の食生活の変化に対応できるような農業の自己改革が示されました。さらに、経営所得安定対策大綱が去る10月27日に決定され、現実のものとなりました。これまでの基本法を大きく異なる点は、生産面で農業に市場原理を導入して競争を促すこと、これまでの価格指示政策をやめ、所得保障政策に移行する点でございます。このことは、WTO（世界貿易機関）協定に対応した措置であるといわれ、我が国の歴史的な農業政策の転換であるといわれております。

この新農業基本法には、さまざまな課題がある中で、中山間地の位置づけの点で、中山間地域が国土保全に重要な役割を担うため、直接支払い策が講じられ、中山間地の荒廃が自然災害や都市の水不足予防のため、中山間地域の守り手を確保するという考えがあるようでございます。

農家を環境保全の担い手と位置づけ、水質汚染防止など環境保全策を義務づけを盛り込んでいるようございますが、これが果たして農家の方々に理解を得られるかが問題ではないでしょうか。

次に、担い手農家を育てふやす方策が目立つことではありますが、担い手農家とは、大規模経営4ヘクタール以上の農家や法人を指し、効率的安定的な経営体として施策が集中されることでもあります。これには小規模農家や兼業農家は含まれず、農業生産の大部分を占めてきた小規模農家や兼業農家は切り捨てられる改革に思われます。本町において経営規模面積4ヘクタール以上の農家は、全農家の総数わずか1%にしかありません。今回、効率的な農業経営を目指すゆえに育成すべき農家は、大規模経営農家に施策の重点の集中化していることではありますが、認定農業者あるいは農業法人はまだまだ地元においては例外的な存在であるような気がするわけでございます。

これまで、政府が講じてきた稲作経営安定対策は、米の価格低下に歯どめが効かず政策効果は果たせなかったという事実があり、農業で生活が成り立たず、農業離れが進んだといわれております。これまでの農政を信頼し減反制度や競争を排除した流通制度は、今大きなつけを残したといえるのではないのでしょうか。今回の農政改革は担い手なる大規模農家だけを育成するという平成19年から導入される経営安定対策について、町長はどのような見解をお持ちなのかをお伺いいたします。

次に、小規模農家や兼業農家をどう守っていくかの質問ではありますが、大規模経営だけを育成する農政改革の原因には、このままの状態を続けていったら、高齢化や担い手不足、耕作放棄地の増加など厳しさが増加していくことが目に見えておると同時に、WTO農業交渉で農業生産に直接結びつく助成や補助政策をやめなければならない状況にあるためと聞いております。

大規模経営者1%以外の大部分の農業者を集落営農組織と位置づけ、集落で話し合い、合意の上で20ヘクタール以上を営農する特定農業団体と位置づけをするそうですが、過去旧常北地区の営農実態調査から、これからの農業経営についての設問に対し、無回答19%を除き、規模を拡大したいという回答はわずか2%だけで、現状のままでよいという回答が56%、規模を縮小したい12%、農業をやめたいと答えた人が12%となっております。農業従事者の過半数は65歳以上の高齢者のことから考えて、集落で話し合い、合意の上集落営農組織をつくる方向づけに対し、現実には大変厳しさを感じざるを得ないことであります。組織の要件として20ヘクタールを地域の農用地の3分の2以上を集積しなければならないこととなりますので、集落営農組織を結成するという事は安易なことではないと考えま

す。したがって、今回の農政改革に同調できない小規模経営農家は、苦渋の判断を強いられることになるのではないのでしょうか。

また、この改革が農業農村への影響がはかり知れないものと考えます。一体10年後の日本の米をだれが作るようになるのでしょうか。担い手が極端に少なくなっている深刻な農業の実態に危機意識は不可欠と考えます。小規模農家や兼業農家をどう守っていくのか、町長の考えをお伺いいたします。よろしく願いいたします。

○議長（関谷 誠君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 三村由利子議員からの一般質問でございます。

第1点目は、町営駐車場及び公的施設の駐車場の管理、大分不法投棄といえますか、置き去りにしておる自動車があるということで、これはどのように対処していくのか、管理方法はどうかということでございます。

町営駐車場でございますが、管財課の方で管理をいたしておりますが、町内5カ所の町営駐車場を調査をいたしましたところ、ごみ等の放置は見受けられませんでした。放置車両と思われる車両は 駐車場に2台、 駐車場に1台見受けられました。これらについては放置車両のナンバープレートがあるものについては、所有者に撤去願を要請し、所有者不明、ナンバーのないものについては、撤去処分を告示にをして法律に基づいて処分してまいりたい、そのように考えております。

また、役場の駐車場については、従来何台か駐車をされておりましたが、夜間張り紙、警備員により警備等を実施してきた結果、最近は継続的に駐車している車両はありません。今後もそのような形で警備等に当たってまいりたいということでございます。

また、役場の南側の職員第2駐車場に1台放置されている車両がありますが、現在、陸運事務所に車両の所有者確認の手続きをとっております。これらについては、わかれば内容証明等によって公文書にて撤去依頼をしてまいりたいとこのように考えておりますが、いずれにいたしましても、警察、陸運事務所、そういうものと連携を取りながら持ち主がわからなければ強制撤去にしていきたい、そういうふうと考えておるところであります。

次に、農業政策についてであります。確かに平成19年から具体的に大きく変わっていく、そういう時代になってまいりました。これまでの農家というものは、いわゆる農村・農業・農家、一体的に農業を3色、5色やっている人も農家、また農業、そういうとらえ方をしてまいりましたが、そういう中で、今回の改革というのはやはり大きな農家の転換期に入ってきている、そういうふうには思っております。

いずれにしても、認定農業者、大規模農業者、また集団営農、そういうものへ特定のそういう農業者に対してかじを切ってきたということだと思います。今までは何となく全体が農業・農村で暮らしてきた、そういうことが業として農業が成り立つかどうかというようなことに焦点が絞られてきたのではなかろうかとそういうふうには思っております。

そういう中で、やはり小規模家農家、これについてはどうなのかということですが、他品目少量生産、そういう中でやはり直売所で売るとか、やはりそれぞれがみずから工夫して、国の政策はあてにならないということですから、みずから考えていくほかないと私は思います。

そういう中で、大きい農業の政策の流れ、そういうものは一市町村だけではなかなか難しいというのがあります。そういう中でやはり町ができることはそういうものを高齢者のできるような農業を目指していくとか、自然を守っていくために農業も守っていく、やはり土地改良区なんかも合併をしています。そういうことで、やはり農村の農業を守っていくということは、環境も守っていく、水も守っていく、そういう責務もあると思いますので、そういう視点から町も進めていきたい、そういうふう考えておるわけでありまして、非常に流れとしては大変難しい時代に入ってきている、全体が補助を受けて全体が生産をしていく、全体が売るのが価格が保障されている、そういう時代が去ってきたということは十分認識していかなければならないんだ、そういうふう思っておりますが、そういう中で、私も町長としても努力をしてまいりたい、そういうふう考えております。

以上であります。

○議長（関谷 誠君） 21番三村君。

〔21番三村由利子君登壇〕

○21番（三村由利子君） 駐車場の件ですが、確かにあちこちに放置車両が目立ちます。「駐車」ではないんです、あれは「放置」というふうに私はとらえていいかと思うんです。それをいつまでも行政が放って見放しているということは、やはり環境上好ましくありませんし、車やそういう機械器具に関心を持つ子供たちにとっても影響は決していいものではないと思いますので、ナンバーがついている車については、先ほどお話しありましたように、確認の上撤去を要請するというような早急な対策を望むものでありますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

それから、経営安定対策についてであります。重要な政策はこれから具体化されていくものだと思いますけれども、要するに農家を選別してしまう、4ヘクタール以上つくっている農家だけを育てていきたいと思いますというのが、今回の大きな改革の目玉であります。それに該当する人が本町においては1%にしか満たない、農地の取得状況から見ましてです。あと99%の方がこの政策から漏れてしまうということが事実でありますから、そうしますと、これまで畑や田んぼを守ってきた大多数の農家の方が困るわけでございます。そういう人にはどういうふうにすればいいかという次の案があるわけですが、これが集団営農団体というふう位置づけするわけです。それもしか規制があります。その地域の中である程度の規模を確保しなければ、それもやっていけないということでもありますので、それをどういうふう行政がリード、指導していくかということがこれからの課題かと思われまます。

そして、その農地を集積する方法としまして、やはり先祖代々から引き継いだ農地を行政が強制的に集積する余り、手放さなくてはならなくなるか、その集積の方法もこれから非常に農家の方々は気になるころだと思ふんです。それから、農地を集積しようと思つても条件の悪い場所、例えば非常に山間地域で収穫が上がらないようなそういう条件の悪い場所はどうしても集積が上がらないというようなことも出て、問題も出てくるわけでありますので、そういう問題のときにどういうふうに行政として対応していくかということが、これからの課題ではないかなと思ふんです、その辺もこれから検討していかなければならないということではないかと思ふんです。

担い手農業者、つまり4ヘクタール以上経営している人、農家だけを対象にする、なぜその4ヘクタールか、4ヘクタールの基準というものをどこに設けているのかといいますと、要するに農業以外の他産業と比較して、年間所得が4ヘクタール以上を生産すれば約530万円ぐらいの年間所得になるだろうという政府の試算です。それから見まして4ヘクタール以上の経営という人たちをこれから育てましようということになるんだそうですけれども、それは本当に1%、一握りの農家の方々に絞られるということでありますから、町としまして、その対象から外れた集落での組織をつくるということに、やはりここに力を注がなければ農業の方たちを救う道はないのではないかと私は心配するわけでありますけれども、例えば、集落営農の組織のイメージとして、農業の戸数を50戸ぐらい集めまして、面積を60ヘクタールにする、そして、その3分の2はその地域内で農地を集積しなければならないという非常に条件も厳しいわけでありますけれども、そこをどういうふうに行政が指導し、そして、農民の方々を説得していくかということになります。

非常に集落営農組織にも条件が設けられるわけですから、例えば経理部門を一元化しなければならない、それから、将来は法人化する計画があるかどうかとか、それから、経営主体としての実際概要が、計画が出されるかというようなそういうことも盛り込まれるわけでありますので、この小規模農業あるいは兼業農家をこれからどう町が守っていくかという点では、大変これからの大きな課題であるかなと思ふんです、そういう具体的な考えがあればお聞きしたいと思ふんです、よろしくお聞きしたいと思ふんです。

○議長（関谷 誠君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 放置自動車等につきましては、早急に対策をとってまいりたいと考えております。

農業問題であります、非常に難しい問題であります。歴史は繰り返すといいますが、終戦直後の農地解放が逆になったような時代になってきます。結局農地解放は大規模農家を分散して土地を分けたわけです、今度はそれを集積すると、そういう時代の推移といいますが、そういうことがここにきて繰り返される、そういうふうには私は認識しております。

そういう中で、確かに個人が4ヘクタール、北海道は10ヘクタール、集団で20ヘクタール、大体そういう目安の農家を育成していくということではありますが、これについては、行政がどうこうということよりも、やはり農業団体、そういう自主的な営農集団、そういうものとよく連絡を取りながら十分に検討をさせてもらいたい、それに反対だと言っているまでも小規模農業にこだわっていると、やはり国際的な戦争に負けてしまいます。そういうこともあると思いますが、そういう中も含めまして、十分に検討をさせていただきたい。

以上であります。

○議長（関谷 誠君） 21番三村君。

〔21番三村由利子君登壇〕

○21番（三村由利子君） 最後の質問であります、駐車場の件に関しては了解いたしましたので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それから、農業政策についてであります、これから農地の取得がだんだんと緩和されてくるというふうな傾向がございます。つまり農家以外の方が農地を取得してくる。例えばある会社が農地を取得したい、新規就農をしたいというような申請を恐らく平成19年あたりから出てくると思うんです。そうした場合に、農家でない者が農地を取得すること、この取得の緩和、いろいろ制度がありますけれども、そういった場合に、その歯どめをどういうふうにするかということです。例えば、会社が農地を取得してさらに転用されてしまうとか、あるいは耕作をしないで放棄されるというようないろいろな条件も出てくるわけありますから、やはりそういうことも含めてこれは大変難しい問題がこれからいろいろ出てくると思います。

それから、農作業の受託組織というものも会社法人、例えば極端な例が建設会社が農作業を受託する、田んぼを耕したり、畑を耕したり、それから植えつけをしたり、それから収穫もやるというようなそういう法人化される。建設会社とか、ほかの業者、法人さんがそういう受託組織をつくるというようなことも出てまいりますので、農地をこれまで転用が余り許されなかった農地利用法というものの制度が、これからだんだんにそれが緩和されるということで、遊休農地とか、耕作放棄地がさらにふえるのではないかなというふうに懸念されるわけがございますので、そういう視点からもやはりこれはしっかりと政策を打っていかなければならないかなと思うわけあります。

今非常に地球の温暖化が進んでおりまして、毎日1分間に東京の日比谷公園の半分ぐらいは砂漠化しているという状況でありまして、また、食糧不足の時代がやってくるということが懸念されるわけありますけれども、さらに農業の高齢化が今大きな問題でございますから、本当の担い手を、意欲ある担い手をどう育成していくかということもJAとか、それから行政、農業委員会、そういうものが一体となって担い手の育成、それから集落営農関係者の相談、要するに農業の駆け込み寺みたいなものをつくりまして、そういう指導

体制を確立していく必要があるかと思えます。基幹産業であります農業、農民を守るために、この制度が実施される前にしっかりと連携を取りまして、農業の衰退があるいは現農業者が非常に孤立化、疎外感が出てこないような政策がこれから望まれるのではないかと思いますので、その辺をしっかりとお願いしたいと思えます。

そして、遊休農地、これは農業の高齢かも進んでおりまして、遊休農地も年々拡大化してまいっております。そういう遊休農地の対策の面でも、やはりこれは農業委員会あるいはJAなどと連携を取りまして、積極的な政策を推し進めていただきたいと思うわけでございます。

以上、新しい農業政策について大ざっぱな質問をさせていただきました。よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

○議長（関谷 誠君） 以上で、21番三村由利子君の一般質問を終結いたします。

ここでちょうど3時まで休憩いたします。

午後 2時40分休憩

午後 3時00分開議

○議長（関谷 誠君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、通告第6号、14番加藤文夫君の発言を許可いたします。

14番加藤君。

〔14番加藤文夫君登壇〕

○14番（加藤文夫君） 通告に従って質問をさせていただきます。3点ほどですけれども、1点目から順にご質問させていただきます。

1点目といたしまして、旧桂村役場駐車場についてでございます。3町村合併に伴い、本庁を旧常北町役場にした結果、ほとんどの職員が常北町役場へと異動したわけでありませう。それに伴い、現在閉鎖中の旧職員用駐車場を今後どのようにするのかお伺いいたします。

2点目といたしまして、住民要望等の処理についてでございます。城里町になりまして、いろいろな行事が簡素化や縮小されてきましたが、町民の声を無視しているような気がいたします。

9月に敬老会が行われました。簡素化し過ぎのような気がいたします。少なくともお茶くらいは配っていただいてもよかったのではないかと思います。実際にお茶はあったのですが、玄関どまりということでございます。10月には町民運動会が行われ、予定の中で送迎バスが、最初の説明では常北地区2カ所から出るようになっていました。いつしか桂、七会地区からも運行されることになりました。10月下旬には、城里町戦没者追悼式が行われました。ただ見にきたかといったような方もおりました。また、ここに敬老会や戦没者追

悼式には簡単に行事を行い、町民運動会には送迎バスを出すような特別予算の支出をさせるような計画を立てるのかという違いは何かお伺いしたいと思います。

3点目といたしまして、火災警報器義務化についてでございます。消防法が改正され、2006年6月からは新築住宅への火災警報器設置が義務化されるわけですが、消防庁での調べでは、7割近くが逃げおくれが原因で火災死亡になっているとのことです。火災警報器の設置によって、火災での死亡事故が少なくなることを期待して義務化に至ったと思われまます。新築住宅に対しては、ただいま申し上げました2006年6月から火災警報器義務化となります。また、現在住んでいます既存住宅は2011年6月までにとなっております。消防法改正に伴い、値段の安い火災警報器が販売される中で、悪質訪問販売が出てくるのではないのでしょうか。

私自身元消防団員の時期に、地元住民に消火器を売った経緯がありますが、その後、役場からとか、だれだれの紹介とかということで、消火器販売があらわれたそうでございます。そういうことがありまして、改めて条例を逆手に必要以上に設置させたり、高額で売りつけたり、高齢者宅へ情報不足から言葉巧みに訪問してくるのではないかと思われまます。町としてはどのような対策を立てているのかお聞きいたします。

以上、簡単ですが、3点お願いいたします。

○議長（関谷 誠君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 加藤文夫議員からの3点ほどのご質問でございます。

1つは、旧桂村役場の駐車場についてという問題です。確かに職員も少なくなりました。職員の駐車場として4名の地主の方と5,653平米の土地を借地しております。これは現在5年契約になっておりまして、その契約の期間内であります。契約がきましたらばよく検討をしてみたいと思っておりますが、あの周辺等では中学校、幼稚園、それから図書館そういうものもありますが、イベント時とかそういうときの駐車場としても利用されておりますが、契約満了のときによく検討をしてみたい、そのように考えておりますが、いずれにしましても、返還時には原状回復というようなことも考えられますので、金が随分かかるような気もいたしますので、そういうことも十分検討しながら解消してみたいと思っております。

次に、住民要望の処理であります。敬老会、それから運動会、戦没者追悼式、それらのそれぞれの違いは何かということですが、これは一概に一緒にというふうなわけにはまいりません。そういう中で、それぞれの行事の内容、その対応といえますか、そういうものを十分検討しながら進めてまいりたいと思っておりますが、お茶ぐらいはというふうなお話もありましたが、前にもご質問ありましたが、十分17年度の予算執行上の中でいろいろな問題が出てきたものは18年度予算等でも調整をしながら進めてまいりたいと考えております。別にバスを出した出さないとか、お茶を出す出さないとか他意はございません。

十分ご理解をいただきたいと思えます。

それから、屋内警報機の問題ですが、確かに消防法の改正によりまして、今度は新築住宅等については建物対応、2階とかそういうものについても屋内警報機をつけるような制度が改正になりました。いわゆる寝ていて亡くなるという方が多いということの住宅事情かと思えますが、旧来の建物、現在お住まいになっている皆さん方の建物については、笠間地域においては経過措置を設けております。また、水戸消防署でもそれぞれ経過措置が設けております。就寝に使う部屋、それから2階以上の階段の踊り場とか、そういうものにつけるとということについては、笠間地域においては平成20年6月までの経過措置、それから、水戸消防においては23年6月までに設置するような経過措置があります。

そういう中で、特に罰則があるわけではありませんが、やはり自分の身の安全を守るためにつけていただくというのが法の趣旨かと思えます。それらの販売についての確かに情報不足による悪質販売、またそれらの購入についていろいろあると思えますので、来年1月下旬ごろまでには町内各世帯にも啓発チラシ等も配ってよく啓発をして、またそういうものに悪質業者にひっかからないようなそういう啓蒙を続けてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（関谷 誠君） 14番加藤君。

〔14番加藤文夫君登壇〕

○14番（加藤文夫君） 1番の駐車場につきましては、ただいまの答弁につきましてわかりましたが、たまたま役場のわきということで、私の目にとまったわけでございますけれども、そのほかにも数多くの役場の関係している必要ないものがあるのではないかと思いますので、そういうのを含めて今後住民とかその方々に返していただければありがたいなと思っております。

続きまして、今の敬老会とか、金婚式に対して、戦没者を含めてでございますけれども、町民運動会とかはある程度3町村でやるからということで、あきらめ程度になっている方もいるのではないかなと思っております。しかし、敬老会につきましては、旧町村でやるとなりますと、しばらくぶりで会えるとか、こういう機会を待っていたというお年寄りもおったのではないかと思います。そういう中で、なかなか縮小とか簡素化されたために、予想以上がっかりして帰られたという方がおられます。

その中で金婚式ですけれども、特に金婚式というのは、私どもはただ生きているだけでも50年です。それに対して病気とかけがによって、この50年という生きることさえなかなか難しい世の中でございます。また義務教育ですか、こういうものにとっても実際に義務教育を終わって世の中に出ても50年となりますと、65歳以上になってしまうわけです。そういう中で、やはり50歳という金婚式を余りにも粗末に扱っているのではなからうかと私は思います。そういうことを含めまして、もう一度先ほどそれ等々のことを返答をいただ

きましたが、もう一度そういうのは50年というのは本当に大事なんだと、オリンピックに例えれば本当に金メダル、これでいえば金ということになっておりますけれども、やはりそういう意味で50というのは大事だなと思って、私は桂村の中学校における敬老会に出席したわけでございますけれども、余りにも粗末という言葉を使うとちょっと言葉は悪いですけれども、そういう感じがいたしました。

そういう中におきまして、50年という金婚式はまだ別枠にやっていただいてもいいのではなかろうかと思っている。これは3町村いけば結構な人数になっていくと思われまます。実際に50年というのは、テレビなんかでは退職、離婚ということもありまして、人気のような悪いこともありますけれども、とにかく50という数字は大事だと私は思っております。そんなような中で、もう一度金婚式というのを敬老会とセットではなくて、ばらでやっていただけるかどうかお伺いさせていただきます。やはり大事です。

次に、いろいろな問題で今の火災警報器なんですけれども、やはりこれも消火器の時代ですと、先ほど言いましたけれども、5,000円くらいのものが2万円程度で売りつけられたということもあります。しかし、警報機になりますと、私今実際に警報機って幾らだかちょっと大工さんに聞いてもわからないんですけれども、それがいつの間にか10万円台になってしまっははどうしようもないわけです。

そういうことを含めまして、やはりこれも本当に私たち若い人たちはどうということもないんですが、やはり本当に老夫婦におきましては、地元の消防団員の方の見ている前で設置しなければならないよというくらいの、そのくらいの配慮をしていただかないと、相手の業者さんというのは相当言葉巧みにやってくるのかなと思っておりますので、できるだけ大きな文字で、その文章を各老夫婦宅にはやっていただければありがたいなと思っておりますが、これも1点なのか、それとも私が言いました老夫婦には特別な啓発活動のことをやっていただけるかお伺いいたします。

以上、2点お願いいたします。

○議長（関谷 誠君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 金婚式の件についてお答えを申し上げたいと思います。

今まで合併前の旧町村においては、敬老会とあわせてやったりとか金婚式のもち方はいろいろであったそうです。そういう中で、今回敬老会と一緒にということでさせていただきましたが、結婚50年というのは大変私も敬意を表するものであります。ちょうど戦中戦後、昭和の初めに生まれた方から70歳とか80歳とか、そのあたりの方が多いようでありましたが、戦中派の方、そのころに結婚した人が戦前の結婚した人が今過ぎた時代でありまます、昭和30年とかその辺ですから。以前は戦前に結婚された方からはいろいろありました。戦争で亡くなられたとか、そういうこともありましたし、そういう中でいろいろ問題もあるわけです。そういう中で金婚式を敬老会とあわせてということでありましたが、敬老会

のもち方、そういうものも含めまして、よく検討してまいりたいとそのように考えております。

それから、警報機の問題ですが、大体6,000円から1万2,000円ぐらいだというようなお話は聞いております。それですから、そのようなこともよく啓蒙をしながら、各戸に啓発をさせていただきたい、そういうふうに思っております。

○議長（関谷 誠君） 14番加藤君。

〔14番加藤文夫君登壇〕

○14番（加藤文夫君） それでは、質問ではなくて3番目はお願いとしてやらせていただきます。

やはり財政困難とはいえ、町長が申しましたように、予算配分もなかなか難しいでしょうけれども、敬老会もしくは今の金婚式ですか、そういうもの、もしくは慰霊祭等々はやはり年寄りが中心になってきますので、そういう方々を少子高齢化といたしましても大事にしていく必要があるのではなかろうかと思えます。そういうことを含めまして、ぜひともそういう予算というものは特別にとっていただけるようお願いしますし、また、運動会みたいなことはもう既に心の準備があるわけですので、また改めてバスを出すのではなく、出すならば最初からバスを出していただきたいし、もう予算がなければ逆に切り捨てるような形で準備をしていただきたいと思えます。そういうことをお願いしまして、終わりにいたします。

ありがとうございました。

○議長（関谷 誠君） 以上で、14番加藤文夫君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第7号、4番桐原健一君の発言を許可いたします。

4番桐原君。

〔4番桐原健一君登壇〕

○4番（桐原健一君） それでは、通告の順に従い、質問させていただきます。

最初に、下坪舟渡団地についてでございます。

舟渡団地は築30年たっていると思えます。老化が進んでいると思えます。木造で25年、鉄筋コンクリートで50年といわれております。昨年6月の定例会でも質問させていただきましたが、合併まちづくり計画の中で生活環境整備の主要事業の項目に、下坪地区公営住宅整備事業が掲げられております。昨年の答弁では「舟渡団地については村の土地であるということも踏まえながら、新しい町の新計画の中に織り込みながら改築をして建てかえをしていく、そういう計画で進めておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます」と言われました。この舟渡団地の今後の計画をお伺ひしたいと思えます。

次に、この舟渡団地と併設の下坪集会所についてでございますが、舟渡団地には自治会が団地1、団地2となっております、たしか団地2の方が1年後に建設されたと思えます。そのときに団地の方が集まる集会所として建てられたと伺っておりますが、現在では

選挙の投票所とか区の子供会の集まりとか、高齢者クラブとか、いろいろ区の会合に使われております。この下坪集会所においても今後どのようにするのか、維持管理等はどうするのか、お伺いしたいと思います。

次に、環境整備についてお伺いします。

当町の下水道計画は、平成3年に那珂久慈流域下水道の関連公共下水道として、石塚中心市街地の新町駅前通り及び役場周辺について工事がスタートして、平成11年には一部供用を開始しております。引き続いて、平成18年度事業認可区域を拡大しながら整備を進めておりますが、現在、公共下水道と農業集落排水の常北地区、桂地区の計画面積はどのくらいか、また、その施工面積、そして今施工の割合はどのくらいかお伺いしたいと思います。

1回目の質問、よろしく申し上げます。

○議長（関谷 誠君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 桐原健一議員からの一般質問で、下坪舟渡団地の今後の計画、それから、そこにある下坪集会所の維持管理を今後どうするのかということでございます。確かに舟渡団地につきましては、昭和51年に建設をいたしまして、老朽化が進んでおりますので、現在は平成16年8月から、舟渡団地の入居者の制限を実施して、新規入居は行わないという方針で進めておるわけでありまして、それらにつきましては、現在、24戸中10戸が空き家になっておりまして、現在14戸が入居しておると、そういう状況でございます。その方々にも計画的に移転をしていただくということでありまして。

町全体の公営住宅の戸数を見ますと、449戸ということでありまして、県の市町村の順位からいきますと、公営住宅の数が10番目です、ベストテンであります。近隣では那珂市、笠間市、茨城町、大洗町、それよりも多いというふうな公営住宅の数です。そういうものをよく検討しながら、逆にいえば、私は民間住宅を推進していった方がいいのかなどそういう考えも持っておるわけでありまして。そういう中で、今後はそういうことも十分検討しながら、民間とか公社の住宅を利用させていただく、そういうことも考えに入れながら、それらの跡地整備を進めていきたい、そういうふう考えております。

それから、舟渡の集会所につきましては、これも昭和52年に建設をされておりました、地区の行事や子供会の行事、または選挙等の投票所としても利用されておりますので、それらについては、十分地元の区長さんらと協議をして、その運営については地元役に役立つように運用してまいりたいと考えております。

それから、公共下水道であります。現在、流域下水道につきましては、旧常北地区、また、それらに特定環境事業につきましては、旧桂村ということで整備を進めておるわけでありまして。全体としましては、農業集落も含めてであります。町全体としては公共下水道で約30%がその対象戸数で進んでおる、それから、農業集落排水で20%、そういうも

のを入れますと、町全体で約50%の公共下水または農業集落排水の整備が進んでおるといふふうになっておりますが、なお残りの50%については、合併浄化槽の導入、また、今後農業集落排水、また公共下水の整備ということで、100%施工ができるような体制で進めてまいりたいと考えております。

○議長（関谷 誠君） 4番桐原君。

〔4番桐原健一君登壇〕

○4番（桐原健一君） 舟渡団地について民間住宅の利用にすることですけれども、集会所、本当にこれがなくなってしまうと大変な問題になってしまうんです。集会所についてもかなりトイレとか台所がひどいので、整備してもらえればと思いますが。

下水道について、計画年次目標、これは平成27年度になっておりますが、これはどのくらいの年数で完了がするのでしょうか、また、平成27年までかからないでできないものかどうか、お伺いしたいと思います。お願いします。

○議長（関谷 誠君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 先ほども申し上げましたように、住宅建設につきましては、それらの事情を十分検討しながら進めてまいりたいということであります。また、集会所につきましては、地元の区長さんともよく相談をしながら、今後大分傷んできているのは事実かと思えます。各大字で集会所が自前で持っていないのは何箇所かなんです。下坪もそのうちのひとつかと思えますが、あとは大体大字が地区の人らが金を出し合って建てたとか、そういう集会所がほとんどなんです。これは旧桂村が住宅のあったところへ建てたといふふうな特殊事情もあります。それで町が今のところ管理しているような形になっております。それ以外の地区についてはほとんど自分らの地域で自分らが建てて、自分らが管理しているというのが大体のおおよその地区だと思えますが、そういうことも十分ご考慮いただきたいとそういうふうに思っております。

それから、公共下水の最終年次、完成の年次等につきましては、担当課長の方からお答えを申し上げたいと思えます。

○議長（関谷 誠君） 下水道課長。

〔下水道課長小林修一君登壇〕

○下水道課長（小林修一君） ただいまの4番桐原議員のご質問に対しまして、町長の補足答弁をさせていただきます。

流域下水道につきましては、石塚、那珂西、上泉、増井、磯野、十万原の全部及び上青山、下青山、春園ですか、これの一部を区域としまして、平成3年度に全体計画を策定しまして、全体で644ヘクタール、計画処理人口1万4,010人で現在進めてございます。ことし4月1日現在で152ヘクタール、4,150名が整備済みとなっております。整備率でいきますと大体3割弱、29.6%となっております。

次に、特環下水道桂の方でございますが、これらにつきましては、全体計画291ヘクタール、計画処理人口が5,900人ということで、平成5年に計画を策定しまして、旧桂の坪村、沢山村を進めておりまして、全体計画面積が291ヘクタール、計画処理人口が5,900人で進めております。4月1日現在で146.2ヘクタール、2,900名が整備済みとなっております。割り返しますと、大体桂の方の流域では49.4%の整備率になってございます。

議員申されました平成27年完了するののかということでございますけれども、今言いました整備率でいきますと、流域下水がかなりおくらしているというふうな内容でございますので、したがって、平成18年度よりは流域下水の方を中心に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔「いつ終わるのかということとは」と呼ぶ者あり〕

○下水道課長（小林修一君） 失礼しました。

27年に終わるののかということでございますので、先ほど申しました数字でいきますと、流域がかなりおくらしているということで、流域下水はちょっと平成27年には無理かなということで、平成18年から重点的に進めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（関谷 誠君） 4番桐原君。

〔4番桐原健一君登壇〕

○4番（桐原健一君） 団地の件はわかりました。

下水道の件なんですけれども、あと10年では終わらないということですね。

それから、現在、下坪、上坪、下水道をやっているわけなんですけれども、各家庭への接続はどのくらいになっているのでしょうか。この供用開始となった区域の皆さんは、従来のくみ取りトイレを供用開始した日から3年以内に水洗トイレに改造するように、下水道法によって定められているようですが、トイレを改造する費用が大変だということで、接続しない家庭もあると思います。これは加入はどのような方法で交渉していくのでしょうか、最後に3回目の質問、お願いします。

○議長（関谷 誠君） 下水道課長。

〔下水道課長小林修一君登壇〕

○下水道課長（小林修一君） ただいまの桐原議員の質問にお答えしたいと思います。

下水道を供用開始しますと、下水道法の10条で排水設備の設置等というのが書いてございまして、きたいなく排水設備を設置しなければならないということございまして、その後11条の3というのが書いてございまして、水洗便所への改造義務等というのが書いてございます。それを読みますと、「工事された下水との処理を開始すべき日から3年以内にその便所を水洗便所に改造しなければならない」というのが法律でうたわれてございます。ただ、罰則規定はありません。

あとどのぐらいつないであるのかということでございますけれども、現在までで供用開始されたところは、平成17年に供用開始されたところ、流域も桂の分もあるものですから、7割ぐらい前後はいたんですけれども、現在では60数%のような供用開始後のつなぎ込み状況でございます。

以上でございます。

〔「加入方法は別でしたか」と呼ぶ者あり〕

○下水道課長（小林修一君） 現在、特環で進めております上坏、下坏の加入方法につきましては、下水道等に基づきまして、全戸加入になってございます。したがって、加入者は団地を含みまして400戸弱になっていると思います。それでことしの4月15日で供用が188戸なされておまして、現在まで60数戸つなぎ込みが終わってございます。

以上でございます。

○4番（桐原健一君） わかりました。これで質問を終わりにします。

○議長（関谷 誠君） 以上で、4番桐原健一君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第8号、5番所 和明君の発言を許可いたします。

5番所君。

〔5番所 和明君登壇〕

○5番（所 和明君） では、5番所、通告によりまず一般質問をさせていただきます。

まず初めに、金長町政となりまして早10カ月がたちます。私一般質問に当たりまして、町長の施政方針を読ませていただき、幅広く立派な姿勢を掲げられておられ、改めて感動を覚えた次第です。私も議員立候補に当たり公約したことがあります。ただ、いまだに手もつけていない状態にいることに対しまして、反省をしているところでございます。町長を初め議員各位が全力をもって町のために町政に当たっておれば、今行われている直接選挙といったこのような騒動は起こらなかったのではないかと私は反省しております。町長も町民に公約しました施政方針をもう一度目を通して、全力をもって町政に取り組み、人と自然が響き合いともに輝く住みよいまちづくりをしていただきますことを心より願いまして、質問に対しての答えを期待しまして、質問に入らせていただきます、

では、1番目の質問に入らせていただきます。

公園墓地用地活用計画についてお伺いいたします。

前回、飯村議員からも質問があり、現在までの経緯については十分に理解することができました。今後の計画についての質問に対し「財政負担の軽減等を検討する」との答えをいただきましたが、町長及び執行部においてこの用地改善活用案を出すことができるのですか、この案件に関しましては、平成11年度に土地を購入して早6年が経過しております。現在において「検討します」との答えに対して、私には理解できません。

17年度公債費が15億6,241万1,000円に対しまして、公園墓地借入金返済額、今年度は元金利子ともで1億778万6,000円となっております。城里町全体の借入金返済の約7%を占

めております。「まさしく死に金に等しく、城里町の損失であります」と、飯村議員からもご指摘がありましたが、私も死に金そのものであるとっております。この案件に関しましては、執行部ばかりではなく、賛成可決した議員にも責任があると私は思っております。前町長にこの質問を私は昨年の9月に出しました。そのときに早急に公園墓地改善対策会を設けてくださいとお願いしましたが、設けることなく今現在に至っております。

この案件は、処理するに当たりまして、近隣市町村及び民間企業の協力をもって私は処理できると思っております。ただ城里町だけの力では案は出せても処理活用することは不可能だと思っております。それにつけても、我々、私そのものが今後どうなるかわかりませんが、政治生命は短いです。これに対してのお答えは端的にお願いしたいと思っておりますが、この案件に関しまして、議員、執行部全員一丸となって早急に城里町町民に納得の得られる案を出し、一日でも早く一般財源の死に金をなくし、町民サービスに少しでも多くの資金が回るよう努力すべきと考えておりますので、町長の考えをお伺いします。

これに関しましては、町長、対策協議会をつくるかつくらないかだけの答えだけで結構です。

続きまして、2の(1)一般会計平成17年度の予算項目の委託費及び使用料賃借料についてお伺いいたします。

本年度一般会計総予算93億9,700万円、若干12月も補正を組まれていますので、少しふえると思いますが、そのうちの委託使用料、賃借料合わせて13億1,000万円となっております。一般会計総予算の約14%を占めております。そこで、まず委託料でございますが、委託料の中にエレベーター、ダムレーダー保守管理委託費がございます。今現在各課で随契にて行い、年間265万円の管理委託費が出費されております。各課まとめて一般競争入札を行えば、間違いなく半分以下になると思います。それと空調設備、保管理委託費、電気設備委託費ももう一度検討していただきまして、近隣市町村及び民間の情報を取り入れ努力すれば、現在委託費の10%から15%を削減できると思っております。金がなければ金を生み出すというものの考え方で執行部の方も頑張ってくださいと思っております。

それと、使用料賃借料の件でございますが、非常に使用料におきましては、コピー使用料、あとリース代が大半を占めております。それと各課の料金設定が、台数の件もあると思われませんが、まちまちでございます。1台当たりの使用料及び使用総台数並びに稼働率も教えていただければと思っております。

また、印刷機械使用料、賃借料も同じです。年間1,811万1,000円予算を計上しておりますが、そのほかに製本印刷代が別に予算計上されております。印刷機械の稼働率、使用方法を明確にお答えいただければと思っております。

続きまして、最後に、委託料、使用料が多くを占めています、これは案なんですけれども、町営住宅家賃収入は約8,000万円と聞いております。これはソフトの絡みです。うち住宅管理システムソフト使用料が314万5,000円と予算計上されております。ソフト料使用

のみで3.9%、約4%を占めております。この辺も民間に委託しますと、入居管理、入金管理までされて5%で済みます。費用対効果をよく考えて町のためにどちらがよいか検討していただければおわかりになるのではないのでしょうか。

その辺も踏まえまして、委託料、使用料すべてをひっくるめると、本当に行政電算システム、ソフト使用料、コンピューター保守点検費、これが大半を占めております。将来的ではございますが、オペレーターの要請をし町独自のソフト開発を行えばかなりの予算が浮いてくると思います。近隣の水戸市が行っているとお聞きしております。水戸市の協力を得られるかどうかは別としましても、可能であればこの件に関しましても、町長、頭の片隅でも置いていただいて、将来的に取り入れていただければと思っております。

最後に、今後町運営に当たり、17年度施政方針の中に平成11年度に地方分権が制定され、地域の行政は地域自身で決定し、その責任をみずから負うという自己決定自己責任のもと、城里町においては合併を契機としてゼロからのスタートという視点に立ち、限られた財源の中で事務事業の厳選と職員の意識、仕事の改革を進め、効率的効果的な執行体制の確立を図るため、行財政改革を近々の課題として取り組んでいきますという施政方針を町長はうたわれております。町長としまして、この10カ月間施政方針をどのように取り組み、どのように指導し、改革を図ってきたのか、また、今後どのように取り組んでいくかをお伺いしまして、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（関谷 誠君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 所 和明議員からの一般質問であります。第1点目は公園墓地用地の計画対策についてということであります。

これは基本的に用地買収をしたときに、公園墓地をつくるということで林野庁から買収を受けております。これが第1点に基本的にひっかかる問題でありまして、計画の変更手続、そういうものをとらないと予算要求は使えないというのが現在の現況であります。そういう中で、オオタカが住んでいる、そういう中でこれは絶滅の恐れのあるレッドデータブックの中の動物でありますので、開発は困難であるということで、以前にそれらのオオタカの調査を約1,000万円をかけてやっております。それらに基づいて規模縮小をするというようなことで1万基を1,800基で計画をしております。そういう中で、1,800基をつくってもなおかつ14億円の赤字が出ると、そういう計画を私は引き継いでおります。

そういう中で、第1点目の公園墓地をほかに使うということは林野庁の許可を取る必要がありますので、それらについては、水戸森林管理事務所、前橋、それから私が11月になってから国の林野庁の直接の担当課長に、ある代議士を通じまして一緒に行ってもらって、話を伺って交渉をしてみました。そういう手続をとらないとやはり難しい、ほかに使うということは、オオタカがいないところを開発するについても難しい、そういう返事をいただいておりますので、その辺を整理をして、そして具体的な計画検討、そういうもの

を進めていきたいとそういうふうに考えております。

いずれにいたしましても、借入金そのものは短期借入れが多いわけです。来年返してくれ、本来ならば1年の契約の繰り返しですから、そういうものに迫られておるというのも事実であります。そういう中で、財政負担をできるだけ少なくしていくために、利子の交渉、そういうものを作ってまいりました。下げてもらった部分もあります。そういうことで、当面は林野庁のしばりをどうするかということを知ってから具体的な対策、それが第1点目の回答になるかなと思います。よろしく願いをいたしたいと思います。

次に、財政改革についてであります。一般会計の委託料の問題であります。たしかにここ10年ぐらいの市町村の予算というものは委託料がふえております。コンピューターとかそういうものに対する委託料、議員ご提案のような形も十分検討させていただきまして、導入できるものは導入してまいりたい、そういうふうに考えております。

それから、コピーの使用料の1台当たりの稼働量とかそういうものにつきましては、これは担当課長の方からご答弁申し上げたいと思います。

それから町営住宅の管理システム、そういうものについても、議員ご提案のような費用対効果、そういうものについてもこれは十分に検討させていただいて、より効率的な財政削減に努めてまいりたいと思っております。

次に、町政運営に当たってどのような財政改革をやっていくのかということですが、今回ご提案申し上げておるホロルの湯の運営の問題、職員の定数の問題とか、そういうものを含めまして、私もつらい立場ではあります。そういうものを財政改革と言いますか、そういうことをやってまいっておるわけであり。これらについてはやはり長い目を見て、最終的には数年後に効果があらわれるものだと思っておりますので、どうかご理解をいただきたいと思っております。

以上であります。

○議長（関谷 誠君） 総務課長。

〔総務課長森島哲男君登壇〕

○総務課長（森島哲男君） 所議員さんのご質問にお答えいたします。

コピーの台数と稼働率というんですけれども、このコピー機につきましては、各3町村が2月1日に合併した際に各町村より持ち寄り、現在各課に配分してございまして使っておりますので、各フロアに約2台ずつぐらいはあると思います。これについては今後ご指摘のあったような調整をしていきたいと思っております。

印刷機についても各フロアに1台はございます。

○議長（関谷 誠君） 5番所君。

〔5番所 和明君登壇〕

○5番（所 和明君） では、私2回で終わらせていただきます。

まず、町長にお伺いしたいのでございますけれども、はっきり言いまして、最終的に利

息を入れまして返済総額が恐らく十五、六億円に、そのまましておきますとなろうかと思うんですが、こういう状態で先ほど町長からお話しがありました計画変更、そして林野庁との絡み、交渉といった形は十分おはかりします。ただそれが決まってから、計画変更案を煮詰めてもはっきり言いますと遅いのではないのでしょうか。そんなに私ははっきり言うて生ぬるい問題ではないと思います。この計画案も真剣に突き詰めましても成功させるには1年以上はかかります。そういうことも考えましたらば、はっきり言いましてすぐ立ち上げていただいて、賛同者でみんな協議を図るべき案件ではないかなと思っております。

それと、2番目なんですけれども、一応総務課長の方からご報告がありましたコピーの台数、確かに稼働率を考えますと、ほとんど使っていないコピーがあるのではないかなと思います。その辺の処理も至急処理していただき、先ほども言いましたけれども、金がなければ金を生み出す、経費削減をする、これは当たり前のことで、その辺に至急取り組んでいただければと思っております。

それと、2の(2)町政運営の件でございます。財政改革の問題でございますが、はっきり言いまして私残念には思っておりますが、財政改革そのものが私、そのものがホロルの湯の指定管理者制度、そして、職員の勸奨退職、この程度のものが財政改革案だとは私は思っておりません。町長みずからの今後の財政改革をしっかりと見つめて、恐らく私もまだ議員になりまして2年でございますけれども、はっきり言いまして17年度の予算書を見させていただければ、何を改革すればいいか十分わかります。その辺をよく踏まえていただきまして、収入がなければ支出を減らす、これは当たり前のことで、その辺に取り組んでいただき、財政改革に取り組んでいただければと思っております。

以上をもちまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（関谷 誠君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 所議員さんからの第1点目の公園墓地の対策、早く立ち上げるといことありますが、いわゆる林野庁のしぼりの問題と相まって、いずれにしましても、そういう対策は早急に講じていかなければならない、そういうふうに認識しております。

それから、行政改革、私もそういうホロルの湯とか、職員の人件費削減、それだけが行政改革ではないとは思っております。そういう中で、もっと発展的な改革、そういうこともしながら収入増もできるようなこととして、行政改革を進めていきたいということでもあります。いろいろご質問ありましたが、そういう中を十分踏まえながら努めてまいりたいと考えております。

○議長（関谷 誠君） 以上で、5番所 和明君の一般質問を終結いたします。

散会の宣告

○議長（関谷 誠君） 本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、次の本会議は明日12月14日午前10時に本議場において開会し、通告第9号、20番寺田和郎君の一般質問から入りますので、開議10分前までに時間厳守の上、ご参集ください。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 3時58分散会